

「こうのとりのゆりかご」第6期検証報告書

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会

令和6年6月

目次

序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について.....	1
第1章 ゆりかごについて	3
1 ゆりかごが設置されるまでの経緯	3
(1) ゆりかごの構想.....	3
(2) 医療法上の許可.....	3
2 ゆりかごの仕組み	3
(1) ゆりかごの設備と運用.....	3
(2) 慈恵病院内での初期対応.....	5
3 関係機関での対応	6
(1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応.....	6
(2) 熊本市児童相談所での対応.....	6
4 現在のドイツの状況	9
5 ゆりかごをめぐる主な動き	10
(1) 主な動き	10
(2) 法改正等の動き.....	11
(3) 熊本市以外におけるこうのとりのゆりかご設置の動き.....	13
第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景	14
1 ゆりかごの預け入れ状況と背景	14
(1) 預け入れ時の状況.....	14
(2) 家族等の状況.....	16
(3) 預け入れの経緯.....	18
2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴	21
(1) 預け入れ時の状況.....	21
(2) 家族等の状況.....	22
(3) 預け入れの経緯.....	23

3	預け入れられたこどものその後の養育状況.....	25
(1)	身元が判明した事例.....	26
(2)	身元不明の事例.....	29
第3章	妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況.....	31
1	慈恵病院での相談対応の状況.....	31
(1)	相談対応の実績.....	31
(2)	相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談）.....	33
(3)	相談事例での特別養子縁組の状況.....	35
2	熊本県・熊本市での相談対応の状況.....	35
(1)	相談対応の実績.....	35
第4章	ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題.....	39
1	ゆりかごに預け入れる以前の課題.....	39
(1)	公的相談機関のあり方について.....	39
(2)	妊娠期・出産期からの支援体制について.....	39
(3)	妊娠・出産に対する意識・理解について.....	40
(4)	こどもの父親の当事者としての自覚について.....	41
2	ゆりかごへの預け入れに伴う危険性.....	41
(1)	ゆりかごに預け入れるまでの経過における危険性.....	41
(2)	ゆりかごの扉の中に入れない場合の危険性.....	42
(3)	実母へのケアができないことによる危険性.....	43
(4)	医学的課題.....	43
3	ゆりかごの運用面と対応における課題.....	44
(1)	慈恵病院の対応.....	44
(2)	特異な預け入れ事例等について.....	45
(3)	児童相談所及び関係機関の対応.....	47
(4)	預け入れ状況等の公表について.....	48
4	預け入れられたこどものその後の援助に関する課題.....	48

(1) 児童相談所での保護・援助について.....	48
(2) こどもの健全な成長の確保について.....	49
(3) 家庭引取りにおける措置解除の判断について.....	49
(4) 里親制度と特別養子縁組制度をめぐる課題について.....	50
5 措置解除後のこども及び里親等に対する援助について.....	53
6 出自が不明であることの課題について.....	53
(1) こどもについて.....	53
(2) 父母について.....	55
(3) 行政の手続きについて.....	56
7 国外からの預け入れにおける課題	56
8 ゆりかごが誤解されている側面	56
(1) 匿名性について.....	56
(2) 預け入れ後のこどもの居場所について.....	57
(3) 特別養子縁組について.....	57
 第5章 ゆりかごへの評価	 58
1 こどもの人権・こどもの福祉の観点からの評価	58
(1) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価.....	58
(2) ゆりかごの匿名性の観点からの評価.....	59
2 公的機関の対応の面からの評価	59
3 出自を知る権利の保障の面からの評価	60
4 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価	61
5 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価	61
 第6章 今後の対応策—各機関への要望—	 62
1 慈恵病院に対する要望	62
2 熊本市に対する要望	62
3 国に対する要望	63
4 全国の行政・関係機関に対する要望	63

5	マスメディア関係者に対する要望	64
6	地域社会の人々に対する要望	64
おわりに.....		65

【資料編】

資料 1	「こうのとりのゆりかご」の預け入れ状況に係る統計資料
資料 2	妊娠に関する悩み相談 3 機関比較
資料 3	相談窓口広報カード
資料 4	慈恵病院ホームページ
資料 5	ゆりかご短期的検証で述べられた主な意見一覧

序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、慈恵病院（以下「慈恵病院」という。）が、病院の建物内部に設置し、平成１９年５月１０日から運用を始めたもので、開設から１７年が経過した。

当初のゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と、その当時、社会的養護を担っていた熊本県が、役割分担をしながら進めた。熊本市が熊本市要保護児童対策地域協議会の中に設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」（以下「当専門部会」という。）では、６か月に１回（平成２６年度までは３か月に１回）、主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から短期的検証を実施してきた。短期的検証の結果はその都度報告し、さらに１年に１回、預け入れ状況の公表を行ってきた。

一方、熊本県が設置し、熊本市と共同で運営した『「こうのとりのゆりかご」検証会議』（以下「県検証会議」という。）では、短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの預け入れ事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望を取りまとめることを目的とする中期的検証を実施した。その内容については、平成１９年１１月以来重ねられた審議を経て、平成２１年１１月２６日に『「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～』として取りまとめられた。

その後、平成２２年４月１日、熊本市が児童相談所を開設したことにより、児童相談所設置市として、それまで熊本県が担っていたゆりかごに預け入れられたこどもへの対応についても責任を担うことになったことから、当専門部会において、これまでの短期的な検証に加え、ゆりかごをめぐる中期的観点からの検証もあわせて行うこととし、平成１９年５月１０日から令和２年３月３１日まで、５期にわたり検証を行ってきた。（※検証期間は下記表のとおり。）

本報告書の作成にあたっては、検証期間令和２年４月１日から令和５年３月３１日まで（以下「第６期」という。）の３年間に預け入れられた１５事例について、半期ごとの短期的検証の結果を踏まえつつ、預け入れ状況や背景・事情の分析を行った。また、令和２年３月３１日までに預け入れられた事例との比較検証を行い、新たな特徴や課題を整理した。

さらに、預け入れ後のこどもの状況についての検証として、ゆりかごが設置されてから令和５年３月３１日までの約１６年の期間における全１７０事例を対象として、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置や家庭復帰、里親委託若しくは特別養子縁組といった養育の流れに沿ってこどもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理した。

今回の検証にあたっては、これまでの検証報告書との継続性を図り、比較検証が可能となるように、当初からの検証方法を基本的に踏襲している。また、今回の検証において新たに設けた項目については、【新規】と表記している。

加えて、自宅での出産について、本報告書においては、専門家の立会いがなく医療的ケアをまったく伴わない母親一人での出産を「自宅出産（孤立出産）」といい、車中出産を含む場合は「自宅出産等（孤立出産）」と表記する。

※これまでの検証期間

期	期間	備考
第1期	平成19年5月10日～平成21年9月30日	熊本県検証
第2期	平成21年10月1日～平成23年9月30日	以降、熊本市検証
第3期	平成23年10月1日～平成26年3月31日	
第4期	平成26年4月1日～平成29年3月31日	
第5期	平成29年4月1日～令和2年3月31日	
第6期	令和2年4月1日～令和5年3月31日	

第1章 ゆりかごについて

1 ゆりかごが設置されるまでの経緯

(1) ゆりかごの構想

平成18年11月9日、慈恵病院が進める「こうのとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。

慈恵病院では、平成14年から、妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談（現在「SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」）」を実施する等、早くから胎児やこどもの命を守るための取組を行っていたが、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取り組み等を参考として、匿名でこどもを預かる施設の設置が計画されたものである。

(2) 医療法上の許可

ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い、医療法上の許可が必要とされたため、平成18年12月15日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を熊本市に提出した。

熊本市では、ゆりかごの許可が現行の法律上問題ないか、国（厚生労働省）や熊本県とも協議を重ねながら、「刑事法上、保護責任者遺棄罪に当たらないか」「児童福祉法や児童虐待防止法に反しないか」等を中心に、許可の是非について検討を行った。

最終的には、国が平成19年2月に「直ちに違法とはいえない」との判断を示したこともあり、熊本市は同年4月5日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可したものである。なお、その際、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

2 ゆりかごの仕組み

(1) ゆりかごの設備と運用

ゆりかごの施設は、平成23年1月に慈恵病院の産科・小児科棟が新設されたことに伴い、当初の設置場所から同年1月23日に移転し、産科・小児科棟（マリア館）南側にこどもを受け入れるための窓口（図1-1）が設置されている。

屋内の保育器内は一定の温度に保たれており、そこにこどもが預け入れられると、こどもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、ナースステーション及び新生児室2か所のブザーが作動し、職員が直ちにこどもを保護することとなっている。

慈恵病院は、平成24年5月には、ゆりかごの扉の横に、インターホンと「秘密は守ります 赤ちゃんの幸せのために扉を開ける前にチャイムを鳴らしてご相談ください。」との表示板（図1-2）を設置し、平成25年7月には、こどもを預け入れる前に相談を促すため、ゆりかごへの経路上に預け入れ者に相談を呼びかける内容の案内板（図1-3）の改修を行い、こどもを預け入れる前の相談に繋がるように相談の機密性について表示されている。加えて、こどもの出自にかかる情報を少しでも残してもらうため、令和3年3月1日に、ゆりかごの扉の前にメッセージカードの記載台（図1-4）が設置された。

慈恵病院のホームページによると、慈恵病院は、平成26年10月に発生した新生児の死体遺棄事件を受け、平成27年5月に事件性のある預け入れへの対応及び職員の安全対策を目的とし、「こうのとりのゆりかご」近くに防犯カメラを設置した。カメラの映像を確認するのは、事件性があると警察が判断し、警察から記録提出の要請があった場合で、かつ、病院内の「ゆりかご委員会」で記録提出の承認を得た場合のみとされ、通常の預け入れ事例には適用されず、こどもの出自を明らかにするために用いるものではない。

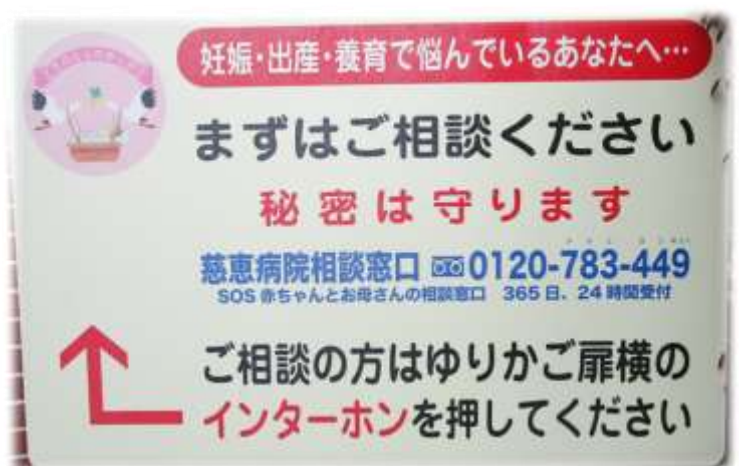
【図 1-1： ゆりかごの外観 令和5年10月6日撮影】



【図 1-2： ゆりかご扉右壁部分の案内板 令和5年10月6日撮影】



【図 1-3： ゆりかごへの経路上に設置された案内板 令和6年4月8日撮影】



【図 1-4： ゆりかご扉の前に設置されたメッセージカード 令和5年10月6日撮影】



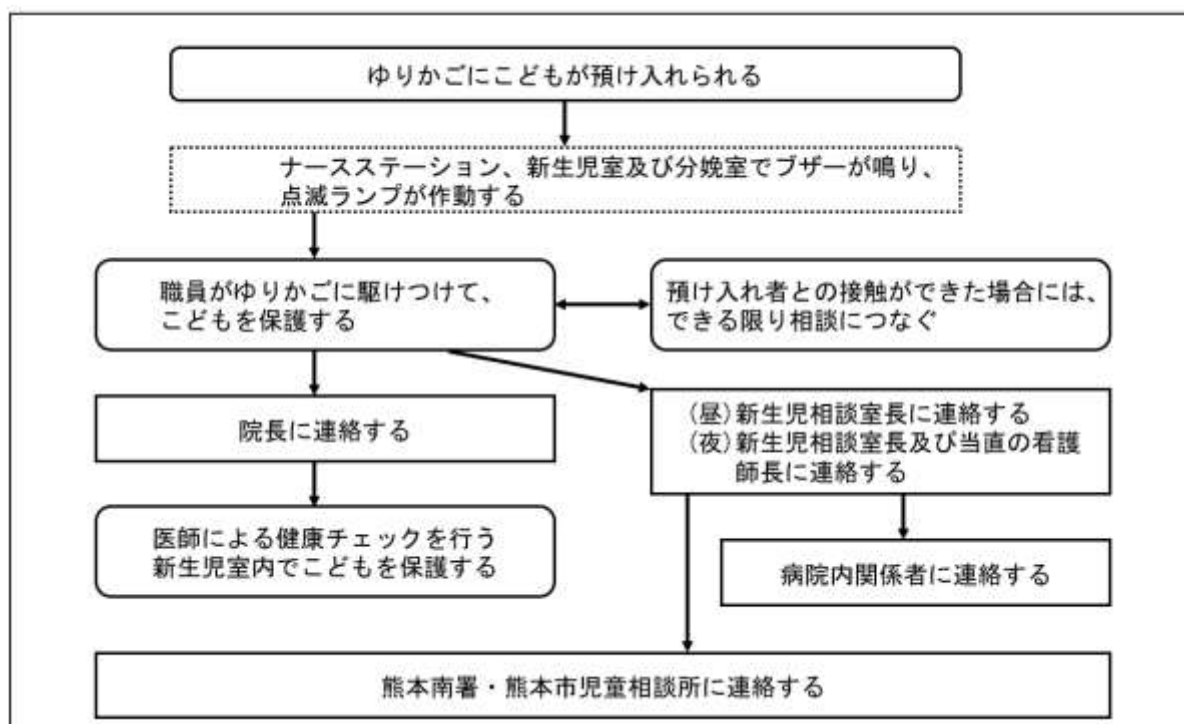
また、慈恵病院のホームページには、『『こうのとりのゆりかご』は“小さいのちを救いたい“という思いから産まれました。本来は、赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談を行うことが第一の目的です。妊娠・出産・育児などについてさまざまな悩みを抱えるお母さんや、その周辺の方々の悩みごとを聞き、一緒に考え、解決することを目的としています。』と記載され、相談業務と一体になった運用をしていることを前面に出している。慈恵病院は、平成25年にホームページをリニューアルし、妊娠相談窓口、相談の流れ、ゆりかごのシステム等を詳しく掲載（資料編資料4参照）している。

（2）慈恵病院内での初期対応

こどもが預け入れられた場合、慈恵病院では、こどもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、直ちに関係機関（慈恵病院の所在地を所轄する熊本県警察熊本南警察署（以下「熊本南署」という。）及び同様に管轄する熊本市児童相談所）に連絡を入れる。なお、慈恵病院から熊本南署への連絡は、棄児の第一発見者からの警察官への申告と位置づけられる。棄児は、児童福祉法上「要保護児童」として取り扱われるため、慈恵病院から熊本市児童相談所への連絡は、要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

病院が預け入れに来た者との接触ができた場合には、できる限り相談につないでいる。

ゆりかごに預け入れられた場合の慈恵病院内での初期対応の流れ



3 関係機関での対応

(1) 慈恵病院から連絡を受けた後の関係機関の対応

熊本南署の警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪等、「事件性」がないか確認する。こどもの身元が分からない場合、後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市に提出する。

通告を受けた熊本市児童相談所では、職員が直ちに慈恵病院に駆けつけ、現場において、こどもの保護に当たる。

預け入れられたこどもの身元が分からない場合、戸籍法上は「棄児」として戸籍が作成されることとなる。熊本南署から熊本市に対して戸籍法に基づき棄児発見申出書が提出され、後日、熊本市が棄児発見調書を作成する。また、熊本市においてこどもの姓名をつけ、本籍地を定める。なお、熊本市では二重戸籍となることを排除するため、また、できるだけ実親による就籍が望ましいことから、預け入れられたときの状況や熊本市児童相談所による社会調査の結果を踏まえ、就籍手続を行っている。

(2) 熊本市児童相談所での対応（図 1-5 参照）

こどもが預け入れられ、連絡を受けた熊本市児童相談所は、速やかに一時保護措置をとる。

平成25年以前は、おおむね生後5日以内の状態と推測される新生児については、熊本市児童相談所長により慈恵病院への一時保護委託が行われ、生後5日を超えている安定した状態と判断される新生児及び2歳未満の乳幼児については、預け入れられた時間帯に応じて、即日、遅くとも翌日には乳児院への一時保護委託または入所措置がとられていた。

また、おおむね2歳以上のこどもの場合には、一時保護所での一時保護措置を経て児童養護施設への入所措置となっていた。

しかし、預け入れまでどのような状態で養育されていたか不明のこどもを、多くのこどもたちが生活している施設へ入所措置することにより、預け入れられたこども及び施設のこどもの健康上の安全管理に関する不安が問題となっていた。また、預け入れに来た保護者が判明している場合、保護者の居住する児童相談所へ移管することとなるため、短期間でのこどもの身柄の移動によるこどもの心身への負担が問題となっていた。

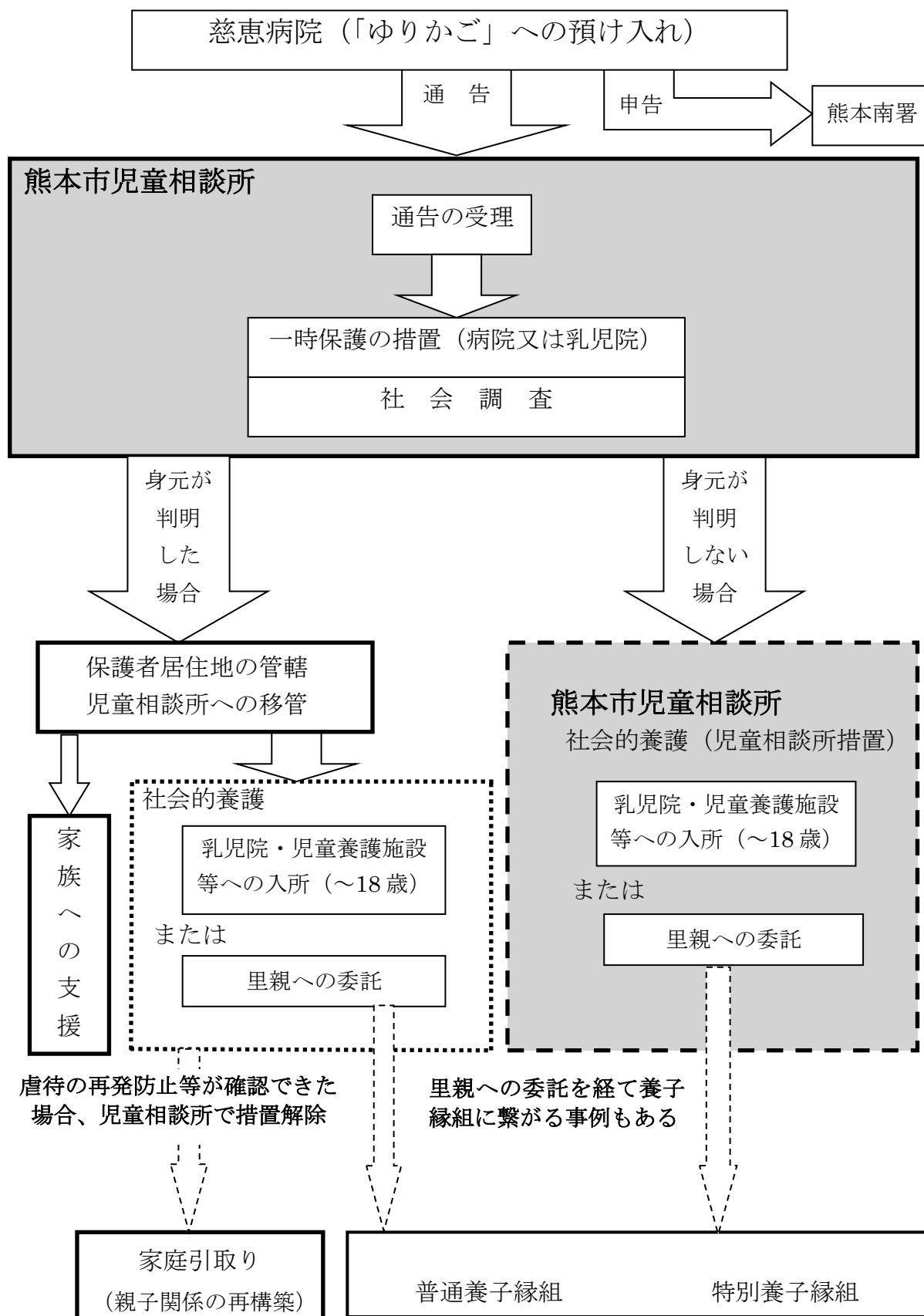
そこで、上記取扱いについて慈恵病院と協議し、平成26年1月から預け入れられたこどもが感染症等の恐れがないなど健康面の安全等が確認されるまでの間（保護者の居住する児童相談所への移管までの期間が短い場合にあっては、さらに1週間から2週間）、慈恵病院へ一時保護委託を行うよう変更された。

預け入れの際の慈恵病院の医師による健康チェックの結果、医療行為が必要と判断された事例については、慈恵病院や対応できる医療機関に一時保護委託を実施しており、それぞれの病院において、疾病状態に応じた対応を行っている。

熊本市児童相談所においては、こどもにどのような援助が必要かを判断するため、こどもの成育歴や家庭環境等を把握する社会調査を実施しており、ゆりかごに預け入れられたこどもについても、通常のケースの取扱いと同様に社会調査を実施する。

実親が判明した場合には、実親の居住地の児童相談所にケース移管する手順をとるが、実親が判明しないこどもについては、熊本市児童相談所において乳児院・児童養護施設等への入所措置、さらには里親への委託といった形で「公の責任」の下で対応されることになる。また、実親が判明せず家庭引取りになる見通しがない場合は、民法に基づく特別養子縁組の手続が進められることもある。

【図 1-5】 ゆりかごに預け入れられたこどもの措置援助等のフローチャート



4 現在のドイツの状況

慈恵病院がゆりかごを設置するにあたり参考としたドイツの状況について、厚生労働省の調査研究では次のとおり示されている。

(出典：厚生労働省 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究報告書」)

1. 概要

ドイツでは2014年に「内密出産制度」が導入され、妊娠を他者に知られたくない妊婦、様々な理由から苦境に立たされている妊婦に対する支援拡大を進めている。同制度は、2000年より民間支援団体が開始したベビー・ボックスや匿名出産を含む匿名による子どもの委託が全国的に広がったことを受けての動きである。匿名での子どもの委託については、違法性、子どもが出自を知る権利の侵害、母子に対する医療的支援の不足などが問題視され、これらの課題を解消した上で「妊娠を他者に知られたくない女性」を対象とする、より良い施策が求められていたためである。この動きと合わせて、危機的状況にある妊婦に対して支給される妊娠の継続を目的とした支援金制度や、乳幼児を育てる両親を対象とした早期支援制度なども整備されている。

4. 本調査のまとめ

ドイツにおいては、危機的状況にある女性への支援として、民間の取り組みとして始まった様々な形での匿名での子どもの委託（ベビー・ボックス、匿名出産等）については、乳児殺、乳児遺棄を抑止する効果が認められないこと、そして子どもの出自を知る権利が保障されていないとの批判があったことから、内密出産制度が導入されることとなった。その効果を分析するに当たっては、匿名での子どもの委託件数の増減が主な効果指標として想定されるところ、その増加率が低下していると推測できるデータが存在することから、内密出産制度の導入により匿名による子どもの委託数の増加は抑制されていると考えることもできる。一方で、内密出産制度を利用して生まれた子どもの数は、制度導入初年の2014年は71人であり、その後2015年は92人、2016年は127人、2017年は120人、2018年は126人、2019年は125人と推移しており、内密出産導入後の匿名による子どもの委託と内密出産の件数の合計値は増加傾向にあることから、制度の導入がなければ匿名での子どもの委託に至っていたかもしれない層が内密出産へ移行している、又は内密出産という制度ができたことによって以前であれば自分で養育することができたであろう層が内密出産という形で子どもを委託するようになったと捉えることもできる。このことから、内密出産制度が結果として新たな需要を生み出しているという批判もあり、内密出産制度に対する評価は分かれている。なお、内密出産制度の導入に際しては、現行法に抵触するベビー・ボックス等の民間の支援を廃止することも議論されていた。しかしながら、内密出産制度の施行から5年間の統計調査の結果、すべての危機に瀕した女性が同制度を受け入れる状況にはなく、ベビー・ボックスによって救われる子どもが存在すると言わざるを得ないことから、連邦家庭省は危機的状況にある妊婦に対して支給される妊娠の継続を目的とした支援金制度や、乳幼児を育てる両親を対象とした早期支援制度なども整備しながら、ベビー・ボックスの運営を引き続き認めている。

5 ゆりかごをめぐる主な動き

(1) 主な動き

平成 18 年	11 月 9 日	慈恵病院がドイツのベビークラッペを参考にした「こうのとりのゆりかご」の設計計画を発表
	12 月 15 日	慈恵病院が熊本市保健所にゆりかご設置のための病院開設許可事項の変更を申請
	12 月 18 日	熊本市が厚生労働省と協議（その後も断続的に協議）
	12 月 20 日	熊本市が熊本県と協議（その後も断続的に協議）
平成 19 年	2 月 22 日	熊本市長が厚生労働省を訪問し、6 項目の質問事項を照会（条約や法令等に反しないか等）
		熊本市が慈恵病院へ文書照会
	3 月 20 日	熊本市が厚生労働省に確認、慈恵病院が熊本市に回答
	4 月 5 日	熊本市保健所が病院開設許可事項の変更申請を許可
	5 月 1 日	慈恵病院ゆりかご施設の改修完了
	5 月 7 日	熊本市が 24 時間の「妊娠に関する悩み電話相談」を開設
	5 月 10 日	ゆりかご運用開始
	9 月 19 日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会の設置（10 月 9 日に第 1 回開催、以降 3 か月毎開催）
	10 月 9 日	熊本県こうのとりのゆりかご検証会議の設置
	11 月 30 日	熊本県検証会議第 1 回会議開催
平成 20 年	5 月 20 日	熊本市が平成 19 年度の預け入れ状況を公表（以降毎年 5 月に前年度分を公表）
	9 月 8 日	熊本県検証会議「中間とりまとめ」の公表
	3 月 2 日	熊本県知事が厚生労働大臣に「中間とりまとめ」の内容を要望
平成 21 年	7 月 14 日	熊本県知事が全国知事会で相談体制の充実を要望
	11 月 26 日	熊本県検証会議「最終報告（第 1 期）」の公表
平成 22 年	4 月 1 日	熊本市児童相談所開設
平成 23 年	1 月 23 日	慈恵病院が新病棟開設のためゆりかごを移設
平成 24 年	1 月 20 日	ゆりかごの扉の改修（中扉の設置）
	3 月 29 日	熊本市「こうのとりのゆりかご」第 2 期検証報告書の公表
	5 月 4 日	ゆりかごのインターホン設備の改修（預け入れがあったことの連絡設備の追加設置）
	6 月 25 日	熊本市長が厚生労働大臣に検証会議への参加等を要望
	10 月 29 日	熊本市と国との意見交換会
平成 25 年	7 月 20 日	ゆりかごの案内板の改修（事前相談を促すための文言追加）
平成 26 年	5 月 1 日	ドイツ「妊娠支援の拡大と内密出産の規律のための法律（内密出産法）」が施行
	6 月 26 日	熊本市児童相談所が慈恵病院において研修会開催
	7 月 18 日	熊本市長が厚生労働省に妊娠相談体制の充実等を要望
	9 月 26 日	熊本市「こうのとりのゆりかご」第 3 期検証報告書の公表
	10 月 3 日	ゆりかご死体遺棄事件発生
	10 月 20 日	熊本市長が第 3 期検証報告書に基づき厚生労働省へ要望
平成 27 年	1 月 20 日	自宅出産の危険性等について当専門部会から提言
	5 月 20 日	ゆりかごに防犯カメラ設置
	7 月 10 日	熊本市長が厚生労働省にゆりかごについて国の関与を要望
	7 月 21 日	慈恵病院が防犯カメラの映像提供について熊本南署と協定を締結
	9 月 24 日	ゆりかごの関西での設置を目指す NPO 法人「こうのとりのゆりかご in 関西」が設立
平成 29 年	6 月 29 日	熊本市長が慈恵病院を訪問し、意見交換（その後も断続的に意見交換）
	7 月 7 日	熊本市長が厚生労働省へゆりかごについて国の関与等を要望
	7 月 20 日	指定都市市長会が厚生労働省に 24 時間 365 日対応の電話相談窓口の国における整備等を要請
	9 月 23 日	熊本市「こうのとりのゆりかご」第 4 期検証報告の公表
	11 月 16 日	熊本市長が厚生労働省にゆりかごについて国の関与等を要望
	12 月 16 日	慈恵病院が病院における「内密出産」実施検討を発表
	12 月 18・19 日	熊本市長がドイツのベビークラッペ及び妊娠相談所を視察
	12 月 25 日	熊本市長がドイツのベビークラッペ等の視察結果を厚生労働大臣へ報告
平成 30 年	1 月 30 日	「内密出産」実施検討に関し慈恵病院と熊本市が意見交換
	4 月 14 日	baby box 国際シンポジウムにおいて慈恵病院が「慈恵病院が目指す内密出産」を発表
	5 月 7 日	熊本市が慈恵病院と意見交換
	6 月 27 日	熊本市長が厚生労働省にゆりかごについて国の関与等を要望
	8 月 22 日	国際シンポジウム＜ドイツの内密出産制度に学ぶ ― 新しい母子救済支援の可能性を探る＞で、慈恵病院が「日本で内密出産は実現可能か？ ― 似て非なる日独社会？」を発表
令和元年	6 月 4 日	熊本市長が厚生労働省へ国の関与等を要望
	11 月 21 日	慈恵病院が匿名の妊婦の受入を表明
令和 2 年	2 月 14 日	熊本市長が厚生労働省・法務省へ国の関与等を要望
	8 月 13 日	熊本市長が厚生労働省へ国の関与等を要望
	8 月 24 日	熊本市が慈恵病院に対し、慈恵病院が考える内密出産の実施を控えるよう通知
	9 月 14 日	慈恵病院が熊本市に対し、内密出産に関する見解について質問状を提出
	12 月 14 日	上記に対し、内密出産は法令に抵触する可能性を否定できないため実施を控えるよう回答
令和 3 年	12 月	内密出産 1 例目

令和3年	6月	熊本市「こうのとりのゆりかご」第5期検証報告書の公表
令和4年	6月8・9日	熊本市が内閣府、厚生労働省、法務省に内密出産制度の提案書を提出
	9月30日	厚生労働省、法務省が「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（いわゆる内密出産ガイドライン）を発出
令和5年	5月31日	熊本市と慈恵病院が「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会」を設置

（２）法改正等の動き

ア 児童福祉法の改正

① 児童福祉法

平成28年度の児童福祉法の改正において、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが位置づけられ、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化された。

また、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することが重要であるという考え方のもと、改正法において家庭養育優先の理念が明記された。一方、保護者により虐待が行われているなど家庭で適切な養育を受けられない場合、家庭における養育環境と同様の養育環境（養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託）において、継続的に養育されることが優先される旨が明記された。ただし、専門的なケアを要するなど、里親等への委託が適当でない場合には、施設において養育することとなるが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケア等）において養育されるよう必要な措置を講じなければならない旨が明記された。

② 新しい社会的養育ビジョン

児童福祉法の改正で明確化された家庭養育優先の理念を具体化するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）がとりまとめられた。

このビジョンでは、永続的解決（パーマネンシー保障）として特別養子縁組を推進し、「概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていく」ことや、乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標の中で、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組が示された。「愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現すべきである。」とされている。

③ 熊本県社会的養育推進計画

令和2年3月策定の「熊本県社会的養育推進計画」では、社会的養護が必要な子どもについて、子どもの最善の利益を確保するために、特別養子縁組や里親への委託、児童養護施設での養育など様々な選択肢を確保することが重要としている。

その上で、里親委託率については令和11年度（2029年度）の数値目標を38.0%としている。令和5年度末現在、熊本市における里親委託率は24.1%であり、児童相談

所は、里親支援センターや各施設の里親支援専門相談員、NPO法人、熊本県里親協議会と連携した里親推進を図っている。

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法において、里親支援事業のほか、里親や里親に養育される児童及び里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として、里親支援センターが児童福祉施設の一つに位置づけられた。従来、里親支援機関の支援が里親支援事業の一部にとどまっていた状況を踏まえ、リクルート、マッチング、養育相談支援から自立支援まで、包括的に支援を提供できる体制を構築することが期待されている。

イ 養子縁組のあっせんに関する法律の制定

平成28年12月9日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立した。これまで民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出であったが、この法律により許可制となった。

本市においては、平成30年度に医療法人社団愛育会（現 社会医療法人愛育会）福田病院と、医療法人聖粒会慈恵病院に対し、養子縁組あっせん事業の許可を行っている。なお、両事業者の特別養子縁組の成立件数の合計は、以下のとおりである。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0件	5件	11件	8件	2件

ウ 特別養子縁組に関する民法等の改正

アに記述の児童福祉法の改正等を踏まえ国の検討会における特別養子縁組制度の利用促進のあり方検討¹の中では、特別養子縁組制度の利用促進のあり方について報告され、その後、養子候補者の上限年齢の引上げ等（民法の改正）及び特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）が行われた。

エ 市町村における包括的な支援

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっている。

平成29年4月1日施行の児童福祉法において、市町村には児童の身近な場所における福祉的な支援を行う責務が明確化され、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないとされた。また、母子保健法においては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、市町村は、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）を設置するように努めなければならないこととされた。

さらに、令和6年4月1日施行の改正児童福祉法においては、児童福祉の拠点である子ども家庭総合支援拠点が子育て世代包括支援センターとともに見直され、双方の機能と役割を併せもつ「こども家庭センター」を設置するように努めなければならないこととされた。

¹ 「特別養子縁組制度の利用促進のあり方について」（平成29年6月30日児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進のあり方に関する検討会）より引用

（３）熊本市以外におけるゆりかご設置の動き

お腹の赤ちゃんはかけがえのない尊い生命、大切な社会の一員と考え、慈恵病院が取り組む「こうのとりのゆりかご」設立の趣旨に賛同し、関西に妊娠ＳＯＳの相談窓口の開設と、「こうのとりのゆりかご連携施設」、及び「こうのとりのゆりかご設置施設（匿名出産も受け入れる）」の開設と支援を目的としたＮＰＯ法人「こうのとりのゆりかご in 関西」²が平成２８年９月に設立された。この後、平成２９年２月に神戸市の助産院でのゆりかご設置の計画が公表されたが、常駐医師の確保困難のため、平成２９年７月に計画の変更を公表した。現在は、予期せぬ妊娠や出産に関わるＳＯＳ相談事業、講演会やセミナーの実施を行っている。

令和４年５月、様々な事情で実親が育てることができず、遺棄され亡くなっていく赤ちゃんの命を救うため、民間団体「こどもＳＯＳほっかいどう」により「ベビー・ボックス」が北海道当別町に開設された。北海道は、同民間団体に対して運営を控えるよう要請しているほか、万が一受け入れがあった場合は速やかに児童相談所や警察などに通告するように指導している。また、令和４年９月には東京都江東区にある医療法人社団モルゲンロートが、令和５年９月には、東京都墨田区にある社会福祉法人賛育会が、令和６年度から妊娠ＳＯＳ相談、内密出産、赤ちゃんの保護（赤ちゃんポストの設置）を開始すると発表した。

² 「特定非営利活動法人こうのとりのゆりかご in 関西 定款」より引用

第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景

1 ゆりかごの預け入れ状況と背景

第6期（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）の3年間の預け入れ状況は以下のとおりである。なお、この項では第6期の預け入れ状況について客観的な事実の記載に留め、第1期から第5期までとの比較に基づく第6期の特徴については、「2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴」で述べるものとする。

なお、各項目の構成割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、図表に示す構成割合の合計は必ずしも100%にならない場合がある。複数回答については、預け入れ件数を分母して比率を算出している。

（1）預け入れ時の状況

ア 預け入れられたこどもの件数および頻度

第6期の3年間に、合計15件のこどもの預け入れがあった。年度ごとの内訳は、令和2年度4件、令和3年度2件、令和4年度9件である。

この期間では1か月約0.42件のペースでの預け入れになる。1か月単位で見た場合、預け入れられたこどもの人数が最も多い月は1か月に3件である。

イ こどもが預け入れられた曜日と時間帯（【表2-1】参照）

こどもが預け入れられた曜日について、15件のうち、4件が水曜日、日曜日に預けられている。また、時間帯は、12時から18時までが6件、次いで18時から24時の時間帯が4件となっている。

【表2-1】

（単位：件、％）

			第 6 期	
項目	細項目		件数	構成割合
預け入れ件数			1 5	100. 0
発見日時	曜日別	日 曜	4	26. 7
		月 曜	1	6. 7
		火 曜	0	0. 0
		水 曜	4	26. 7
		木 曜	3	20. 0
		金 曜	1	6. 7
		土 曜	2	13. 3
	時間帯別	0 ～ 6 時	3	20. 0
		6 ～ 1 2 時	2	13. 3
		1 2 ～ 1 8 時	6	40. 0
		1 8 ～ 2 4 時	4	26. 7

ウ こどもの性別と年齢（【表 2-2】参照）

性別は、15件中、男児が7件、女児が8件となっている。

年齢区分は、新生児12件、乳児1件、幼児2件であった。このうち、生後7日未満の早期新生児は11件で、出産から預け入れまでの期間が1日以内という事例が10件見られた。

【表 2-2】

（単位：件、％）

		第6期	
項目	細項目	件数	構成割合
性 別	男	7	46.7
	女	8	53.3
年 齢	新生児 (生後1ヶ月未満)	12	80.0
	※(うち早期新生児 (生後7日未満))	11	73.3
	乳 児 (生後1ヶ月～生後1 年未満)	1	6.7
	幼 児 (生後1年～就学前)	2	13.3

※第3期より「早期新生児
(生後7日未満)」を追加

エ こどもの健康状態と身体的虐待の有無（【表 2-3】参照）

こども（新生児）の体重は、2,500g以上が10件、1,500g以上2,500g未満が2件であった。第4期において、初めて1,500g未満の極低出生体重児の預け入れがあったが、第5期、第6期では0件であった。

こどもの健康状態は、預け入れの際の医師による健康チェックの結果、異常のなかったものが10件、精密検査等何らかの医療行為を要するものが5件であった。

身体的虐待については、預け入れられた段階でこどもへの身体的な虐待の痕跡が確認できた事例はなかった。

【表 2-3】

（単位：件、％）

		第6期	
項目	細項目	件数	構成割合
新生児の体重	1,500g 未満 (極低出生体重児)	0	0.0
	1,500g 以上 2,500g 未 満 (低出生体重児)	2	16.7
	2,500g 以上	10	83.3

健康状態	健 康	10	66.7
	医療を要したもの	5	33.3

オ 病院から「両親に宛てた手紙」の持ち帰り

病院から「両親に宛てた手紙」が持ち帰られていた事例が14件（93.3％）あった。

カ 遺留品

預け入れられたこどもの着衣以外の「物」が残されていた事例は、全15件のうち9件であった。このうち親からの手紙が5件（55.6％）あり、その他には毛布、オムツ、バスタオル、絵本等があった。

キ 父母等からの事後接触（【表 2-4】参照）

預け入れ後、父母等からの事後接触があったものは15件中、9件（60.0％）で最多であった。接触の時期については、当日から1月未満が8件（88.9％）であり、1か月以上経過しての接触が1件あった。

【表 2-4】

（単位：件、％）

			第 6 期	
項目	細項目		件数	構成割合
事後接触	接触の有無	父母等からの事後接触の有無	9	60.0
	接触の時期	当日	2	22.2
		2 日目～1 週間未満	6	66.7
		1 週間以上～ 1 月未満	0	0.0
		1 月以上	1	11.1

（2）家族等の状況

ア 父母等の居住地（【表 2-5】参照）

こどもの父母等の居住地は、15件のうち10件（66.7％）が判明している。その内訳は、熊本県内が1件、熊本県以外の九州地方が4件、関東地方が3件、近畿地方が2件だった。また国外からの預け入れは0件であった。

【表 2-5】

（単位：件、％）

		第6期	
項目	細項目	件数	構成割合
父母等の居住地	県内	1	6.7
	九州（熊本県以外）	4	26.7

	四 国	0	0.0
	中 国	0	0.0
	近 畿	2	13.3
	中 部	0	0.0
	関 東	3	20.0
	東 北	0	0.0
	北海道	0	0.0
	国 外	0	0.0
	不 明	5	33.3

イ 母親の状況（【表 2-6】参照）

判明した母親の状況について、年齢は、10代2件、20代6件、30代2件、40代1件と10代から40代まで幅広い年代にわたっている。

婚姻状況は、未婚が6件、既婚（婚姻中）が4件、離婚が2件であった。

なお、これは母親の婚姻状況であって、必ずしもこどもの実父との関係を示すものではない。

また、預け入れ者の身元が判明していない場合でも、細項目が判明していれば計上している（以降同様）。

【表 2-6】

（単位：件、％）

		第 6 期	
項目	細項目	件数	構成割合
母親の年齢	10代	2	13.3
	20代	6	40.0
	30代	2	13.3
	40代	1	6.7
	不 明	4	26.7
母親の婚姻状況 ※第3期より「死別」を追加	既婚（婚姻中）	4	26.7
	離 婚	2	13.3
	死 別	0	0.0
	未 婚	6	40.0
	不 明	3	20.0

ウ 父親、きょうだいの状況（【表 2-7】 参照）

判明した父親の状況について、その他（恋人等）が6件（40.0％）で最も多く、母親と婚姻中（夫）が4件（26.7％）、その他（詳細不明）と実父に別の妻子ありがいずれも2件（13.3％）であった。

判明したきょうだいの状況について、預け入れられたこどもにきょうだいがいる事例が6件（40.0％）で、そのうち3件はきょうだい3人以上の事例であった。

【表 2-7】

（単位：件、％）

		第6期	
項目	細項目	件数	構成割合
こどもの実父	母親と婚姻中（夫）	4	26.7
	母親と内縁関係	0	0.0
	その他（恋人等）	6	40.0
	その他（詳細不明）	2	13.3
	実父に別の妻子あり	2	13.3
	不 明	1	6.7
きょうだいの状況	な し	5	33.3
	あ り	6	40.0
	（うち3人以上）	3	20.0
	不 明	4	26.7

（3）預け入れの経緯

ア 出産の場所（【表 2-8】 参照）

15件中、医療機関で出産した事例が3件、自宅出産等（孤立出産）事例が10件（66.7％）であった。

なお、預け入れ者と接触できず出産の状況が確認できない場合、こどもの臍の緒の処理状況及び採血痕等により専門家の立会いがあったかなかったかを判断する。また、生後日数が経過し、これにより確認できない場合は、不明となる。

【表 2-8】

（単位：件、％）

		第6期	
項目	細項目	件数	構成割合
出産の場所	医療機関	3	20.0
	医療機関（推測）	0	0.0
	自 宅	9	60.0
	車 中	0	0.0

	その他（上記以外）	1	6.7
	不 明	2	13.3

イ こどもを預け入れに来た者（【表 2-9】 参照）

母親が預け入れに来た事例が 13 件あった。このうち、母親が一人で預け入れに来た事例（きょうだい児を同伴した事例 1 件を含む）が 12 件、父母で預け入れに来た事例が 1 件であった。

【表 2-9】

（単位：件、％）

		第 6 期	
項目	細項目	件数	構成割合
預け入れに来た者 （複数回答）	母 親	13	86.7
	父 親	1	6.7
	祖父母	0	0.0
	その他	2	13.3
	不 明	2	13.3

ウ 主たる移動（交通）手段（【表 2-10】 参照）

ゆりかごまでの移動手段としては、車（自家用車）と新幹線等鉄道がいずれも 5 件で最も多くなっている。預け入れ者の居住地が遠い場合、公共交通機関の利用割合が高くなっている。

【表 2-10】

（単位：件、％）

		第 6 期	
項目	細項目	件数	構成割合
ゆりかごまでの 主たる移動（交通）手段	車（自家用車）	5	33.3
	航空機	0	0.0
	新幹線等鉄道	5	33.3
	その他（上記以外）	2	13.3
	不 明	3	20.0

エ ゆりかごに預け入れた理由（【表 2-11】 参照）

ゆりかごに預け入れた理由は、生活困窮 9 件、育児不安・負担感 5 件、その他 4 件、親（祖父母）等の反対、世間体・戸籍がいずれも 2 件、未婚とパートナーの問題が 1 件となっている。

【表 2－11】

(単位：件、%)

項目	細項目	第 6 期	
		件数	構成割合
ゆりかごに預け入れた理由 (第 2 期以降複数回答) ※預け入れに来た者からの 聞き取りなどをもとに分類	生活困窮	9	60.0
	親(祖父母)等の反対	2	13.3
	未婚	1	6.7
	不倫	0	0.0
	世間体・戸籍	2	13.3
	パートナーの問題	1	6.7
	養育拒否	0	0.0
	育児不安・負担感	5	33.3
	その他	4	26.7
	不明	1	6.7

2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴

(1) 預け入れ時の状況

ア 預け入れられたこどもの人数（【表 2-12】参照）

第6期の預け入れは15件で、月平均預け入れ件数は、0.42件であった。また、第1期から第5期は下表のとおりであり、第1期から見ると減少傾向である。なお、これまでを通しての月平均預け入れ件数は0.93件であった。

【表2-12】

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	合 計
項 目	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
預け入れ件数	51	30	20	29	25	15	170
月平均預け入れ件数	1.76	1.25	0.67	0.81	0.69	0.42	0.93

(単位:件)

イ 預け入れ前の家族等への相談について

自宅出産等（孤立出産）の10件中、母親が一人で預け入れに来た事例（きょうだい児を同伴した事例1件を含む）が9件、さらに妊娠や出産の事実を誰にも話さないままに預け入れに至ったと思われる事例は7件であった。その中には、妊娠したことすら同居の家族は気付かず、相談もできずに一人で自宅出産等（孤立出産）をしていた事例も見られる等、母親が一人で悩む状況が推察できた。

ウ 預け入れの理由について（【表 2-13】参照）

預け入れの理由について複数回答となった第2期以降、生活困窮の構成割合は、その他や不明を除くと最多であり、第6期では60.0%と第2期と比較して2倍になっている。

また、育児不安・負担感は第3期から第5期までは20%以下であったが、第6期では33.3%と増加している。

【表2-13】

【表2-13】

(単位:件、%)

		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		合 計		
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
ゆりかごに 預け入れた理由 (第2期以降複数回答) (預け入れに来た者からの 聞き取りなどを基に分類)	生活困窮	7	13.7	9	30.0	6	30.0	12	41.4	9	36.0	9	60.0	52	30.6	
	親(祖父母)等の反対	1	2.0	2	6.7	1	5.0	6	20.7	1	4.0	2	13.3	13	7.6	
	未 婚	3	5.9	9	30.0	6	30.0	9	31.0	3	12.0	1	6.7	31	18.2	
	不 倫	5	9.8	4	13.3	4	20.0	4	13.8	3	12.0	0	0.0	20	11.8	
	世間体・ 戸籍	世間体	3	5.9	6	20.0	1	5.0	7	24.1	1	4.0	2	13.3	28	16.5
		戸籍 (に入れたくない)	8	15.7												
	パートナーの問題	2	3.9	6	20.0	4	20.0	10	34.5	1	4.0	1	6.7	24	14.1	
	養育拒否	2	3.9	2	6.7	2	10.0	4	13.8	4	16.0	0	0.0	14	8.2	
	育児不安・負担感						0	0.0	5	17.2	3	12.0	5	33.3	13	7.6
	そ の 他	その他	4	7.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	11	44.0	4	26.7	30	17.6
		強 姦	0	0.0												
		母親のうつ・精神障がい	1	2.0												
		友人の勧め	1	2.0												
	不 明	14	27.5	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	1	6.7	39	22.9	
	計	51	100.0	47	—	33	—	67	—	41	—	25	—	264	—	

(単位:件、%)

エ 乳幼児の預け入れ事例について（【表 2-14】参照）

新生児の預け入れを想定した施設にもかかわらず、これまでに乳児 20 件の預け入れ事例があり、第 6 期では 1 件であった。

幼児についてはこれまでに 10 件の預け入れがあった。第 5 期では幼児の預け入れは 0 件であったが、第 6 期は 2 件あった。

【表 2-14】

		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		第 6 期		合 計	
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
年 齢	新生児 (生後 1ヶ月未満)	43	84.3	21	70.0	19	95.0	24	82.8	21	84.0	12	80.0	140	82.4
	※(うち早期新生児 (生後 7日未満))	23	45.1	17	56.7	10	50.0	19	65.5	18	72.0	9	60.0	96	56.5
	乳 児 (生後 1ヶ月～生後 1年未満)	6	11.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	4	16.0	1	6.7	20	11.8
	幼 児 (生後 1年～就学前)	2	3.9	4	13.3	0	0.0	2	6.9	0	0.0	2	13.3	10	5.9
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	15	100.0	170	100.0

オ こどもの健康状態について（【表 2-15】参照）

第 6 期で医療を要したこどもは、5 人であった。これらの事例では、低体温の事例がみられるが、この背景には、自宅出産等（孤立出産）や長距離移動が影響していると考えられる。自宅出産後の預け入れが遅かったら危険な状態に陥っていた可能性も懸念される。

【表 2-15】

		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		第 6 期		合 計	
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
健康状態	健 康	47	92.2	28	93.3	11	55.0	15	51.7	20	80.0	10	66.7	131	77.1
	医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	9	45.0	14	48.3	5	20.0	5	33.3	39	22.9
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	15	100.0	170	100.0

カ 障がいのあるこどもの事例について（【表 2-16】参照）

第 6 期で障がいがあるこどもが預け入れられた事例は 0 件であった。

【表 2-16】

		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		第 6 期		合 計	
項 目		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
障がいのある子どもの預け入れ		5	9.8	3	10.0	3	15.0	3	10.3	3	12.0	0	0.0	17	10.0

（２）家族等の状況

ア 実親の判明について（【表 2-17】参照）

預け入れ状況の年度公表時点で実親が判明したのは、第 1 期で 78.4%、第 2 期では、86.7%、第 3 期では 60.0%、第 4 期では 72.4%、第 5 期では 80.0%であった。

当専門部会は、慈恵病院に対し、こどもの出自を知る権利の確保のために、でき得る限り預け入れ者と接触を試みるよう求めていたこともあり、判明の割合が上がってきていたが、第 6 期では 66.7%と下がっている。その場での預け入れ者との相談、あるいは、預け入れ後の社会調査や児童相談所間の連携により身元判明につながっている事例もあるものの、過去 2 番目に低い状況である。

実親が判明しない要因として、預け入れ者と接触できなかったこと、全国の児童相談所や家族に知られたくないため身元を明かさない等が推察される。

(単位:件、%)														
【表2－17】	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		合 計	
	各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点			
	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
身元判明	40	78.4	26	86.7	12	60.0	21	72.4	20	80.0	10	66.7	129	75.9
身元不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	5	20.0	5	33.3	41	24.1
合 計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	15	100.0	170	100.0

イ こどもの父親、きょうだいについて（【表 2-18】 参照）

こどもの父親については、婚姻関係にないその他（恋人等）の割合の増加や妻子がある父親のこどもを出産した事例が見られた。

きょうだいについては、第6期はきょうだい「あり」が第5期と比較してやや減少したが、依然として割合が高い。

【表2-18】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		合 計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	7	13.7	9	30.0	0	0.0	6	20.7	5	20.0	4	26.7	31	18.2
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	1	5.0	1	3.4	0	0.0	0	0.0	7	4.1
	その他(恋人等)	12	23.5	7	23.3	4	20.0	8	27.6	9	36.0	6	40.0	46	27.1
	その他(詳細不明)	9	17.6	5	16.7	3	15.0	3	10.3	4	16.0	2	13.3	26	15.3
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	4	20.0	2	6.9	2	8.0	2	13.3	22	12.9
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	9	31.0	5	20.0	1	6.7	38	22.4
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	15	100.0	170	100.0
きょうだいの状況	なし	16	31.4	14	46.7	5	25.0	9	31.0	7	28.0	5	33.3	56	32.9
	あり	24	47.1	12	40.0	7	35.0	13	44.8	13	52.0	6	40.0	75	44.1
	(うち3人以上)	8	15.7	8	26.7	7	35.0	10	34.5	7	28.0	3	20.0	43	25.3
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	4	26.7	39	22.9
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	15	100.0	170	100.0

ウ その他

第1期、第2期では、父母共に日本に居住する外国人という事例が、第3期では、父親が日本に居住する外国人、第4期では父母共に国外に居住する外国人、第5期では父母共に外国人という事例があった。第6期は外国人という事例はなかった。

(3) 預け入れの経緯

ア 自宅出産等（孤立出産）事例について（【表 2-19】 参照）

自宅出産等（孤立出産）の割合は、第1期16件（31.4%）、第2期9件（30.0%）、第3期12件（60.0%）、第4期25件（86.2%）と増加していたが、第5期19件（76.0%）に対し、第6期では10件（66.7%）と割合は低下しているものの、半数以上は自宅出産等（孤立出産）の事例であった。

自宅出産等（孤立出産）の事例には、経済的な理由による未受診や、家族にも相談ができずに出産を迎えたものがあった。あらかじめインターネットで出産後の処置の方法を調べて、事前にクリップやハサミを準備している事例が複数見られ、臍の緒を煮沸消毒したハサミで切る等の事例もあった。また、こどもが低体温の状態であるなど、新生児にとって非常に危険な状態が懸念される事例もあった。

自宅出産等（孤立出産）事例（不明事例を除く）のほとんどが、妊婦健康診査未受診で、

母子健康手帳の交付も受けていなかった。

【表2-19】

		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		(単位:件、%)	
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	合計	構成割合
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	5	25.0	4	13.8	4	16.0	3	20.0	57	33.5
	医療機関(推測)	4	7.8	1	3.3	1	5.0	0	0.0	1	4.0	0	0.0	7	4.1
	自 宅	15	29.4	8	26.7	12	60.0	23	79.3	19	76.0	9	60.0	86	50.6
	車 中	1	2.0	1	3.3	0	0.0	2	6.9	0	0.0	0	0.0	4	2.4
	その他(上記以外)											1	6.7	1	0.6
	不 明	7	13.7	3	10.0	2	10.0	0	0.0	1	4.0	2	13.3	15	8.8
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	15	100.0	170	100.0

イ 遠距離の移動について

生後7日未満で預け入れに来た事例が第6期では11件(73.3%)あった。中には自宅で出産し、その日のうちに母親自身が遠距離を移動して預け入れに来る等、母子ともに危険な状態が懸念される事例が複数見られた。

3 預け入れられたこどものその後の養育状況（【表 2-23】参照）

ゆりかごに預け入れられた後のこどもの養育状況について、平成19年5月10日から、令和5年3月31日までの間に預け入れがなされた全170事例の令和5年3月31日時点における状況を検証した。

170件のうち、身元が判明した事例は135件で、判明した割合は79.4%、身元が不明の事例は35件で割合は20.6%となっている。

以下、身元判明及び身元不明の事例別に養育状況をみていく。

【表2-23】

(単位:件、%)

期	年度等	時点	平成21年9月30日時点		平成23年9月30日時点		平成26年3月31日時点		平成29年3月31日時点		令和2年3月31日時点		令和5年3月31日時点	
			件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
第1期	平成19年度	身元判明	10	58.8	11	64.7	11	64.7	11	64.7	11	64.7	11	64.7
		身元不明	7	41.2	6	35.3	6	35.3	6	35.3	6	35.3	6	35.3
		計	17	100.0	17	100.0	17	100.0	17	100.0	17	100.0	17	100.0
	平成20年度	身元判明	22	88.0	22	88.0	22	88.0	22	88.0	22	88.0	22	88.0
		身元不明	3	12.0	3	12.0	3	12.0	3	12.0	3	12.0	3	12.0
		計	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0
	平成21年度前半	身元判明	6	66.7	8	88.9	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
		身元不明	3	33.3	1	11.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
	平成21年度後半	身元判明			6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0
		身元不明			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計			6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0
第2期	平成22年度	身元判明			15	83.3	16	88.9	16	88.9	16	88.9	16	88.9
		身元不明			3	16.7	2	11.1	2	11.1	2	11.1	2	11.1
		計			18	100.0	18	100.0	18	100.0	18	100.0	18	100.0
	平成23年度前半	身元判明			5	83.3	5	83.3	5	83.3	5	83.3	5	83.3
		身元不明			1	16.7	1	16.7	1	16.7	1	16.7	1	16.7
		計			6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0
	平成23年度後半	身元判明					2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
		身元不明					0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計					2	100.0	2	100.0	2	100.0	2	100.0
	平成24年度	身元判明					8	88.9	8	88.9	8	88.9	8	88.9
		身元不明					1	11.1	1	11.1	1	11.1	1	11.1
		計					9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
	平成25年度	身元判明					3	33.3	4	44.4	4	44.4	4	44.4
		身元不明					6	66.7	5	55.6	5	55.6	5	55.6
		計					9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
第4期	平成26年度	身元判明							8	72.7	8	72.7	8	72.7
		身元不明							3	27.3	3	27.3	3	27.3
		計							11	100.0	11	100.0	11	100.0
	平成27年度	身元判明							10	76.9	10	76.9	10	76.9
		身元不明							3	23.1	3	23.1	3	23.1
		計							13	100.0	13	100.0	13	100.0
	平成28年度	身元判明							3	60.0	3	60.0	4	80.0
		身元不明							2	40.0	2	40.0	1	20.0
		計							5	100.0	5	100.0	5	100.0
	平成29年度	身元判明									4	57.1	4	57.1
		身元不明									3	42.9	3	42.9
		計									7	100.0	7	100.0
第5期	平成30年度	身元判明									7	100.0	7	100.0
		身元不明									0	0.0	0	0.0
		計									7	100.0	7	100.0
	令和元年度	身元判明									9	81.8	9	81.8
		身元不明									2	18.2	2	18.2
		計									11	100.0	11	100.0
第6期	令和2年度	身元判明											3	75.0
		身元不明											1	25.0
		計											4	100.0
	令和3年度	身元判明											2	100.0
		身元不明											0	0.0
		計											2	100.0
	令和4年度	身元判明											5	55.6
		身元不明											4	44.4
		計											9	100.0
合 計		身元判明	38	74.5	67	82.7	82	81.2	104	80.0	124	80.0	135	79.4
		身元不明	13	25.5	14	17.3	19	18.8	26	20.0	31	20.0	35	20.6
		計	51	100.0	81	100.0	101	100.0	130	100	155	100	170	100

(1) 身元が判明した事例 (【図 2-1】【表 2-24-1】【表 2-24-2】 参照)

ア 判明事例における養育状況

身元が判明した事例においては、実親の居住地の児童相談所にケース移管され、ケース移管を受けた実親の居住地の児童相談所は、通常の要保護児童の場合の対応と同様に、社会調査等を行い、こどもの家庭環境を把握したうえで、こどもにとって最善の利益を第一に考え、援助を行っている。

身元が判明した135件のうち、令和5年3月31日時点においては、乳児院等施設で養育されているものが25件(判明事例135件における割合、以下同じ)、里親のもとで養育されているものが9件、家庭に引取られたものが32件となっている。最も多いのは特別養子縁組が成立した事例で63件である。

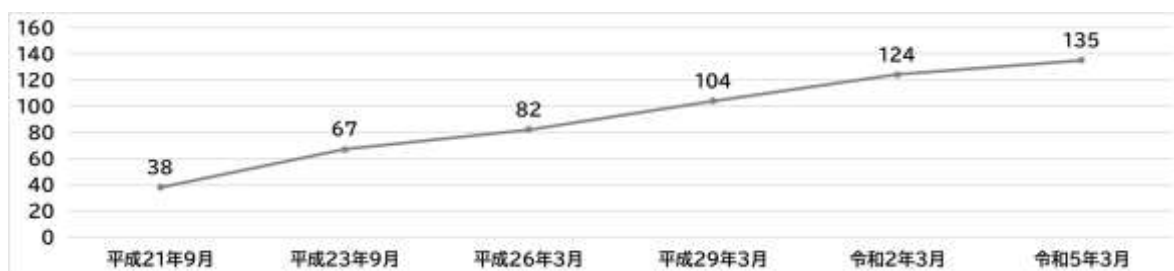
なお、現在里親のもとで養育されている事例のうち、特別養子縁組等を前提として里親委託しているものも複数ある。

イ 養育状況の推移

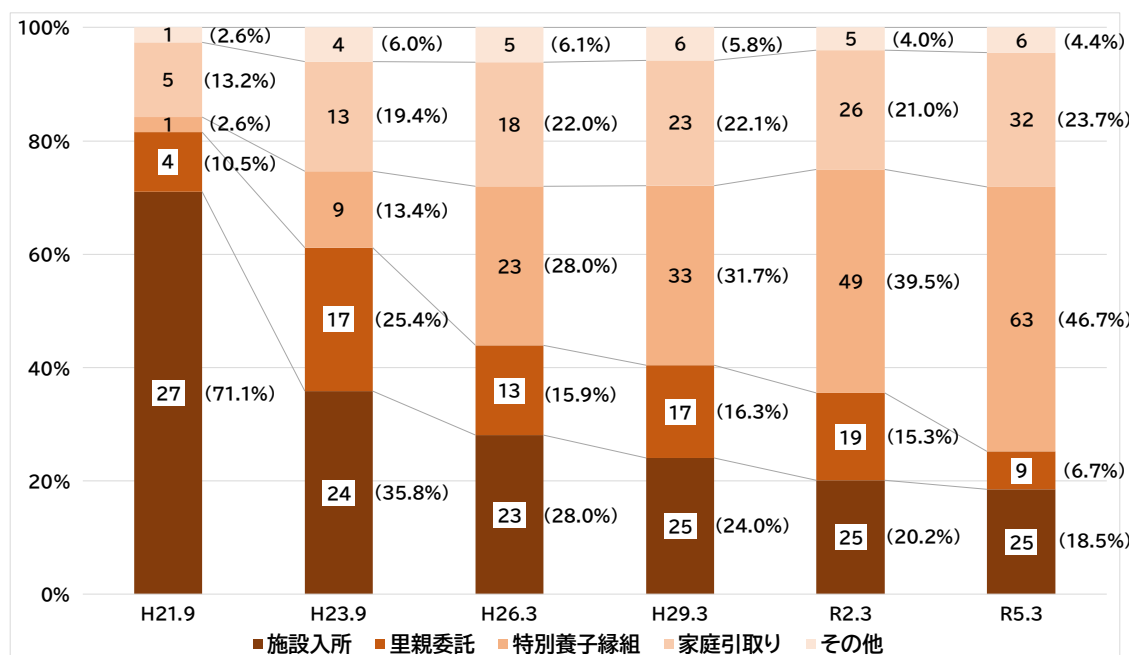
身元判明事例についてこれまでの養育状況を比較すると次のとおりとなる。

【図 2-1：身元判明の事例における養育状況の推移】

■ 件数の推移



■ 割合の推移



乳児院等施設へ養育委託されているものについては、第１期（平成２１年９月時点）で７１．１％であったものが、第２期（平成２３年９月時点）以降は徐々に減少し、第６期（令和５年３月時点）は１８．５％となっている。これは、乳児院等の施設で養育されていたこどもについて、主に特別養子縁組成立へつながったためである。

特別養子縁組が成立した事例は第１期（平成２１年９月時点）で１件であったものが、第２期（平成２３年９月時点）以降に徐々に増加し、第６期（令和５年３月時点）は６３件となっている。これらの事例のほとんどは、児童相談所による特別養子縁組を前提とした里親委託を経ている。

家庭引取りにつながった事例は、第２期（平成２３年９月時点）以降は全体の２０％前後で推移している。身元が判明した事例のうち、約８０％は実親以外による養育が行われていることになる。

祖父母や周囲の理解と支援が得られることや父母が引き取りの意向があることを確認しながら長きにわたり支援を行った結果、家庭引取りになった事例もあった。

なお、家庭引取りとなった主な経緯は、次のとおりである。

- ・ 家族で話し合った結果、母方祖父母が母子を全面的に支援することになり家庭へ引き取ることを希望。経済面、環境面についても家族で協力し合う体制を整えられた。安定した養育が可能な状態であると判断し家庭引取りとなった。
- ・ 父母が婚姻し、両家の親族が受け入れられるようになり、居住地の市役所と連携を図り見守り体制が確認できたため家庭引取りとなった。
- ・ 実母が本児を養育する意思を明確にし、家庭復帰を希望したこと、母方祖父母から養育の協力が得られること、学童保育の利用や必要時に応じて児童養護施設でショートステイ利用が可能など、養育のサポートが受けられるようになったことで家庭引取りとなった。

ゆりかごに預け入れられたこどもの身元判明、身元不明の全１７０事例の養育状況の推移については、次頁の表に示すとおりである。

ゆりかごに預け入れられたこどもの全１７０事例の養育状況の推移

【表2-24-1】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点 ④は平成29年3月31日時点⑤は令和2年3月31日時点⑥は令和5年3月31日時点を指す。

子どもの 養育状況	時点	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		全体		
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合			
乳児院等施設 への養育委託	①	6	60.0	16	72.7	5	83.3																										27	71.1		
	②	5	45.5	5	22.7	4	28.6	6	40.0	4	80.0																						24	35.8		
	③	3	27.3	4	18.2	2	13.3	4	25.0	3	42.9	4	50.0	3	100.0																		23	28.0		
	④	4	36.4	4	18.2	2	13.3	4	25.0	1	14.3	2	25.0	1	25.0	3	37.5	1	10.0	3	100.0												25	24.0		
	⑤	4	36.4	5	22.7	2	13.3	4	25.0	0	0.0	2	25.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	42.9	5	55.6						26	21.0		
	⑥	5	45.5	4	18.2	0	0.0	4	25.0	0	0.0	2	25.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	14.3	2	22.2	0	0.0	0	0.0	5	100.0	25	18.5	
里親への 養育委託	①	2	20.0	2	9.1	0	0.0																										4	10.5		
	②	3	27.3	8	36.4	2	14.3	4	26.7	0	0.0																						17	25.4		
	③	4	36.4	4	18.2	4	26.7	0	0.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0																		13	15.9		
	④	2	18.2	3	13.6	1	6.7	1	6.3	2	28.6	1	12.5	2	50.0	1	12.5	4	40.0	0	0.0													17	16.3	
	⑤	2	18.2	2	9.1	1	6.7	1	6.3	1	14.3	0	0.0	0	0.0	1	12.5	2	20.0	2	66.7	0	0.0	1	14.3	4	44.4							17	13.7	
	⑥	0	0.0	2	9.1	1	6.7	1	6.3	1	14.3	0	0.0	0	0.0	1	12.5	1	10.0	2	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	6.7	
家庭に引き 取り、養育	①	1	10.0	3	13.6	1	16.7																										5	13.2		
	②	0	0.0	5	22.7	3	21.4	4	26.7	1	20.0																							13	19.4	
	③	0	0.0	5	22.7	3	20.0	5	31.3	3	42.9	2	25.0	0	0.0																			18	22.0	
	④	0	0.0	5	22.7	3	20.0	4	25.0	3	42.9	2	25.0	0	0.0	3	37.5	3	30.0	0	0.0													23	22.1	
	⑤	0	0.0	5	22.7	3	20.0	4	25.0	4	57.1	2	25.0	0	0.0	4	50.0	3	30.0	0	0.0	1	25.0	1	14.3	0	0.0							27	21.8	
	⑥	0	0.0	5	22.7	5	33.3	4	25.0	4	57.1	2	25.0	0	0.0	4	50.0	2	20.0	0	0.0	1	25.0	2	28.6	1	11.1	1	33.3	1	50.0	0	0.0	32	23.7	
特別養子縁組 の成立	①	0	0.0	1	4.5	0	0.0																										1	2.6		
	②	1	9.1	4	18.2	4	28.6	0	0.0	0	0.0																						9	13.4		
	③	2	18.2	9	40.9	5	33.3	5	31.3	1	14.3	1	12.5	0	0.0																			23	28.0	
	④	3	27.3	10	45.5	8	53.3	5	31.3	1	14.3	3	37.5	1	25.0	1	12.5	1	10.0	0	0.0													33	31.7	
	⑤	3	27.3	10	45.5	8	53.3	6	37.5	2	28.6	4	50.0	4	100.0	2	25.0	5	50.0	1	33.3	3	75.0	2	28.6	0	0.0							60	40.3	
	⑥	3	27.3	11	50.0	8	53.3	6	37.5	2	28.6	4	50.0	4	100.0	2	25.0	6	60.0	1	25.0	3	75.0	4	57.1	6	66.7	2	66.7	1	50.0	0	0.0	63	46.7	
その他	①	1	10.0	0	0.0	0	0.0																										1	2.6		
	②	2	18.2	0	0.0	1	7.1	1	6.7	0	0.0																						4	6.0		
	③	2	18.2	0	0.0	1	6.7	2	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0								5	6.1		
	④	2	18.2	0	0.0	1	6.7	2	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0												6	5.8		
	⑤	2	18.2	0	0.0	1	6.7	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0							4	3.2	
	⑥	3	27.3	0	0.0	1	6.7	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	4.4	
小 計	①	10	100.0	22	100.0	6	100.0																										38	100.0		
	②	11	100.0	22	100.0	14	100.0	15	100.0	5	100.0																						67	100.0		
	③	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	7	100.0	8	100.0	3	100.0																	82	100.0	
	④	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	8	100.0	4	100.0	8	100.0	10	100.0	3	100.0														104	100.0
	⑤	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	8	100.0	4	100.0	8	100.0	10	100.0	3	100.0	4	100.0	7	100.0	9	100.0								124	100.0
	⑥	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	8	100.0	4	100.0	8	100.0	10	100.0	4	100.0	4	100.0	7	100.0	9	100.0	3	100.0	2	100.0	5	100.0	135	100.0	
乳児院等施設 への養育委託	①	1	14.3	1	33.3	3	100.0																										5	38.5		
	②	0	0.0	1	33.3	0	0.0	1	33.3	1	100.0																							3	21.4	
	③	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0																		7	38.8		
	④	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	0	0	0	0.0	1	50.0													3	11.5	
	⑤	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0							3	9.7	
	⑥	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0	6	17.1	
里親への 養育委託	①	6	85.7	2	66.7	0	0.0																										8	61.5		
	②	5	83.3	1	33.3	1	100.0	2	66.7	0	0.0																						9	64.3		
	③	4	66.7	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0																		6	31.6		
	④	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	20.0	0	0	3	100.0	1	50.0												9	34.6		
	⑤	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0				7	22.6		
	⑥	2	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	20.0	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	5	14.3	
特別養子縁組 の成立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0																										0	0.0		
	②	1	16.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0																									

【身元判明中「その他」の内訳】

【表 2-24-2】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点、④は平成29年3月31日時点⑤は令和2年3月31日時点⑥は令和5年3月31日時点を指す。

子どもの 養育状況		時点	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		全体	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
その他		①	0	0.0	0	0.0	0	0.0																											0	0.0
		②	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																				1	25.0	
		③	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0															2	40.0
		④	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0											2	33.3
		⑤	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0							2	50.0
		⑥	2	66.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	66.7
民間 福祉 団体 等 の 成 立	同居 組	①	1	100.0	0	0.0	0	0.0																										1	100.0	
		②	1	50.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0																						3	75.0	
		③	1	50.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																2	40.0	
		④	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0												1	16.7	
		⑤	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0						1	25.0	
		⑥	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
	普通養子 縁組 の 成 立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0																											0	0.0
		②	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																					0	0.0
		③	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																	0	0.0
		④	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0										1	16.7	
		⑤	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0						1	25.0	
		⑥	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7
	特別養子 縁組 の 成 立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0																											0	0.0
		②	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																							0	0.0
		③	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																					0	0.0
		④	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0										1	20.0	
		⑤	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0						2	33.3	
		⑥	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0						0	0.0	
小計		①	1	100.0	0	0.0	0	0.0																										1	100.0	
		②	2	100.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0																						4	100.0	
		③	2	100.0	0	0.0	1	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																5	100.0	
		④	2	100.0	0	0.0	1	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0												6	100.0	
		⑤	2	100.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0		
		⑥	3	100.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0

(2) 身元不明の事例（【図 2-2】【表 2-24-1】 参照）

ア 不明事例における養育状況

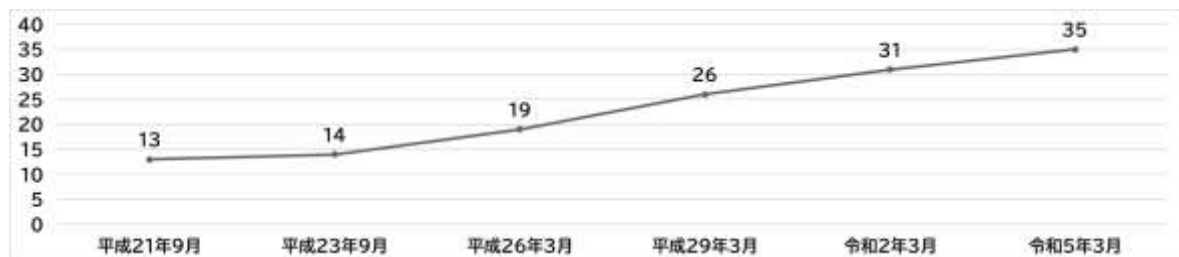
身元が判明していない35件については、令和5年3月31日時点で乳児院等施設へ養育委託されているものが6件（17.1%）、里親への養育委託が5件（14.3%）、また特別養子縁組が成立した事例が24件（68.6%）となっている。

イ 養育状況の推移

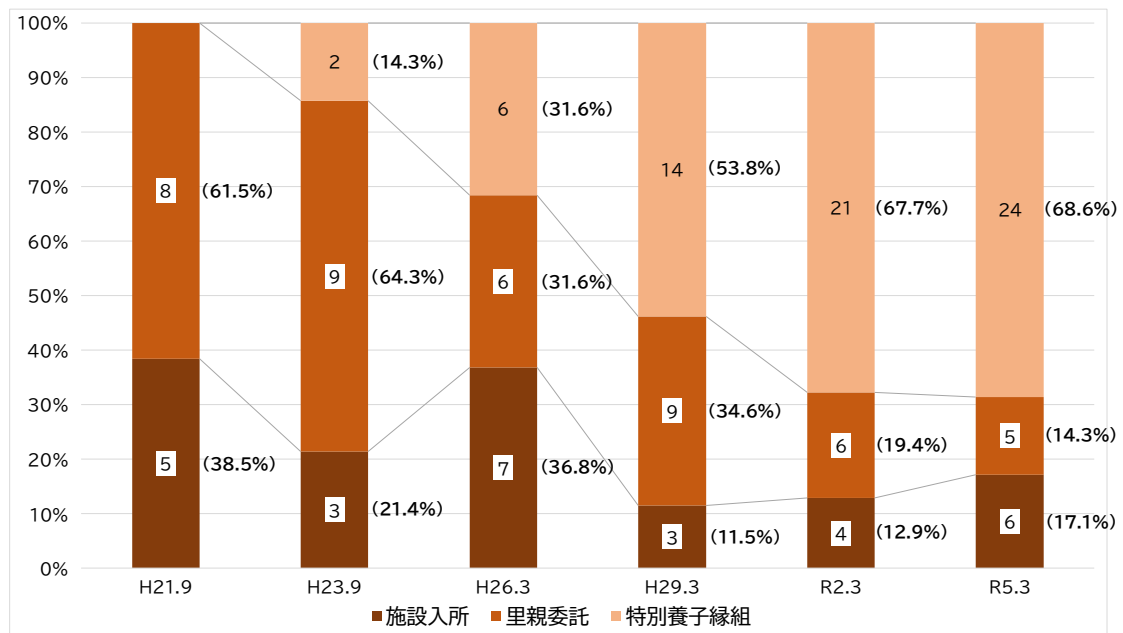
身元が判明していない事例について、養育状況を比較すると次のとおりとなる。

【図 2-2：身元が判明していない事例における養育状況の推移】

■ 件数の推移



■ 割合の推移



まず、乳児院等施設へ養育委託されているものは、平成21年9月時点で5件、平成29年3月時点で3件、令和2年3月時点で3件と全体に占める割合は減少傾向であったが、令和5年3月時点では6件と増加。身元判明の事例の状況と同じように、施設で養育委託されていたこどもが里親委託へ移行している。また、その里親委託から、特別養子縁組の成立へとつながっている事例や、特別養子縁組に向けて手続を進めているものが複数ある。

特別養子縁組が成立した事例は、平成21年9月時点において見られなかったが、平成23年9月時点では2件、平成26年3月時点では6件、平成29年3月時点では14件、令和2年3月時点では21件、令和5年3月時点では24件と増加している。児童相談所を中心に、こどもの最善の利益を考慮して、できるだけ特別養子縁組等による永続的な養育ができるように支援している。各期の養育状況については、前掲の【表 2-24-1】に示すとおりとなる。

第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

慈恵病院と、熊本県・熊本市における妊娠・出産に係る相談の対応状況等について整理を行った。なお、本章における相談件数、分類は各相談機関の集計によるものである。

1 慈恵病院での相談対応の状況

慈恵病院では、平成14年から定期的に期間を限定して実施していた「妊娠かつとう（悩み）相談」を、ゆりかごの計画を機に充実させ、ゆりかご開設前の平成18年11月から24時間無料電話相談（SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談）を開始した。この電話相談は、24時間365日体制で対応している。

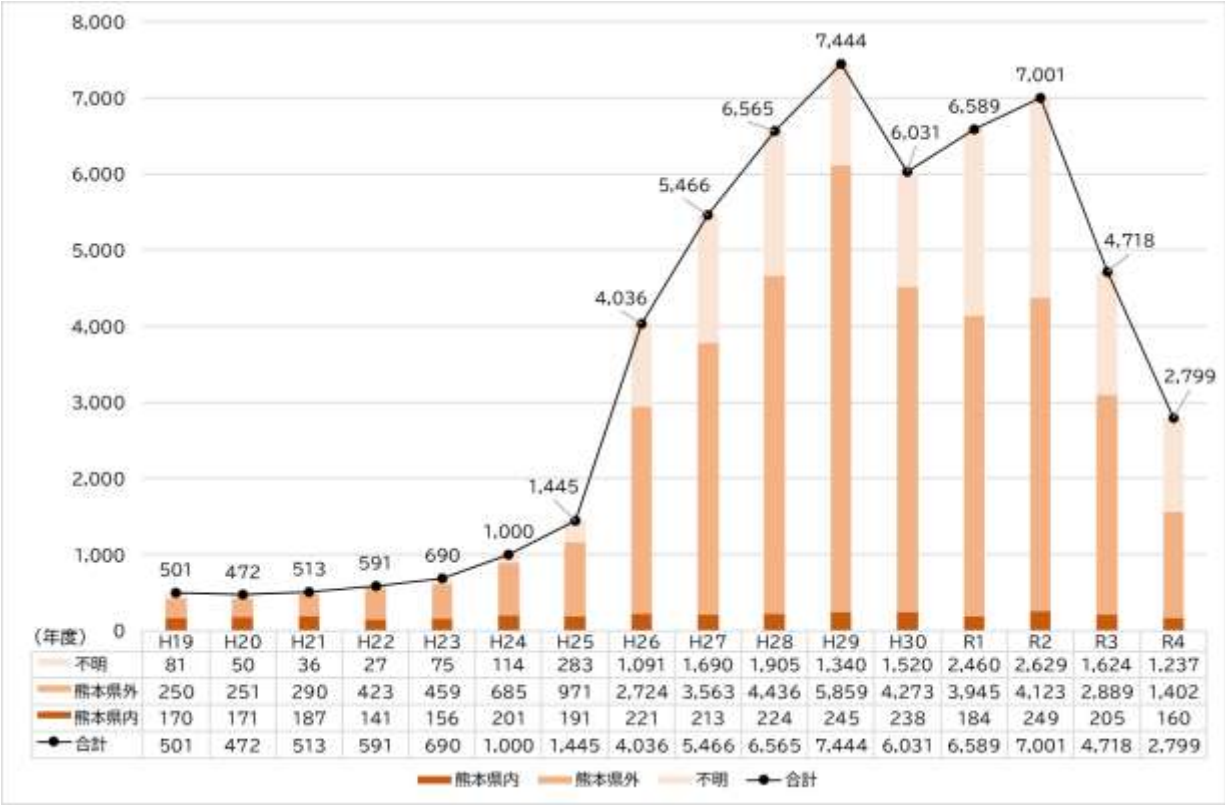
近年の相談件数は減少傾向だが、相談は全国から寄せられ、継続的な対応を必要とする深刻な事例が増えている。こうした相談の中には、内密出産を希望する事例やゆりかご事例とも共通する背景を持つ者も多く、ゆりかご事例の潜在層ともいえる相談が含まれている。

(1) 相談対応の実績

ア 相談件数の推移（【図3-1】参照）

慈恵病院に寄せられた新規の相談件数は令和2年度7,001件、令和3年度4,718件、令和4年度2,799件、合わせて14,518件の相談が寄せられており、減少傾向である。

【図3-1：相談件数の推移（平成19年度～令和4年度）】



イ 相談者の居住地域（【図 3-2】参照）

相談者の居住地域は、県内からは614件、県外からは8,414件、不明が5,490件であり、県内に比べ県外から多くの相談が寄せられている。

【図 3-2：相談者の居住地域】



ウ 相談方法、相談時間帯（【図 3-3】【図 3-4】参照）

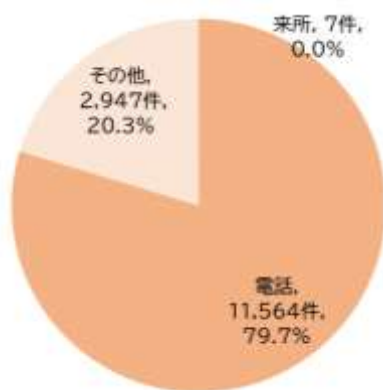
① 相談方法

方法別相談件数は、電話11,564件、来所7件、その他2,947件となっている。

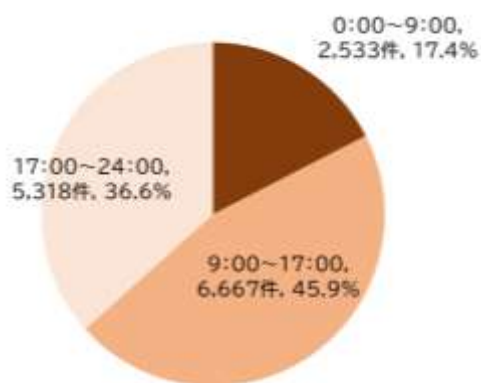
② 相談時間帯

時間帯別相談件数は、9時から17時までが6,667件と約半数を占め、次いで17時から24時までが5,318件、0時から9時までが2,533件であり、深夜から早朝の時間帯も一定の相談がある状態が継続している。

【図 3-3：相談方法】



【図 3-4：相談時間帯】



エ 相談者の状況

① 相談してきた者

母親本人が11,436件（78.8%）と最も多く約8割を占め、次いで夫・パートナー2,230件（15.4%）、家族・知人379件（2.6%）等となっている。

② 相談者の年齢

相談者の年齢別件数は、年齢順に、15歳未満90件（0.6%）、15～18歳未満1,025件（7.1%）、18～20歳未満1,700件（11.7%）、20歳代3,916件（27.0%）、30歳代1,643件（11.3%）、40歳代523件（3.6%）、50歳以上76件（0.5%）等となっている。

③ 未婚・既婚の別（婚姻の有無）

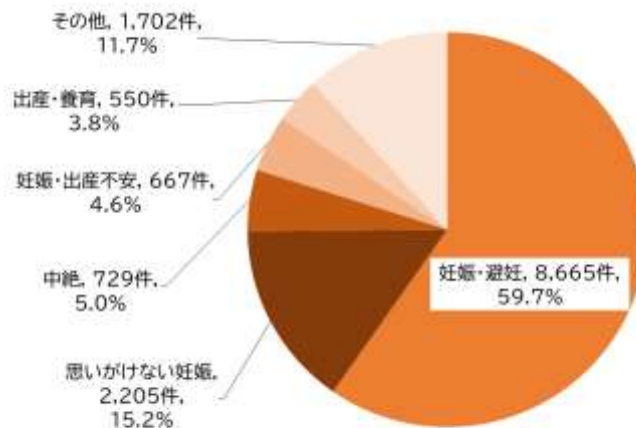
未婚・既婚別件数では、未婚 7,340 件（50.6%）、既婚（婚姻中）3,081 件（21.2%）、離婚 313 件（2.2%）の順になっている。

オ 相談内容及び対応状況（【図 3-5】参照）

① 相談内容

相談内容別件数は、妊娠・避妊に関する相談が 8,665 件と最も多く約 6 割を占め、次いで思いがけない妊娠についての相談が 2,205 件、中絶についての相談が 729 件、妊娠・出産前後の不安に関する相談が 667 件、出産・養育についての相談が 550 件等となっており、第 5 期と同じ傾向である。

【図 3-5：相談内容】



② 対応状況

対応状況では、情報提供 5,502 件（37.9%）が最も多く、次いで傾聴・助言が 4,306 件（29.7%）、他機関紹介 4,293 件（29.6%）、来所案内 294 件（2.0%）、緊急対応 84 件（0.6%）等となっている。

（2）相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談）（【表 3-1】参照）

病院相談事例の中で緊急的対応を行った事例は、令和 2 年度 34 件、令和 3 年度 15 件、令和 4 年度 35 件、合計 84 件であった。

このうち、陣痛が既に始まっている等、何らかの「緊急対応」を必要としたものが 69 件、最初の電話相談を受けずに、直接来院し（本人又は家族同行、紹介など）、面接面談を希望した場合や、産科で妊婦健診受診中に不安定になるなど、面談の必要を感じ、急遽、面談を行った場合などの「緊急面談」を行ったものが 15 件となっている。なお、平成 30 年度の件数が多くなっているが、これは慈恵病院の統計処理の取扱いの違いによるもので、全体的な相談傾向に大きな変化はないとのことであった。

なお、ゆりかごのインターホンを押した相談事例（ゆりかごの利用はなし）は、令和 2 年度 0 件、令和 3 年度 0 件、令和 4 年度 3 件、合計 3 件であった。

【表 3-1：相談事例への緊急的対応件数の推移】

	第5期				第6期			
	H29年度	H30年度	R1年度	合計	R2年度	R3年度	R4年度	合計
緊急対応	9	43	28	80	26	12	31	69
緊急面談	9	134	19	162	8	3	4	15
合計	18	177	47	242	34	15	35	84

緊急対応・緊急面談を行ったもののうち特筆すべき事例は、次のとおりである。

- ◆相談事例 1：障がいのある幼児をゆりかごに預けたいとメール相談があった事例。居住地の児童相談所と連携し情報共有を図った。
- ◆相談事例 2：妊婦健康診査未受診であり、陣痛がきて電話相談ののち、飛び込み出産した事例。特別養子縁組の希望もあったが、同居家族に相談し、居住地からの行政手続の支援や面会などを通して家庭養育することを希望された。
- ◆相談事例 3：妊婦健康診査未受診であり、妊娠に気づいたときには中絶できずに自宅出産したことをメール相談した事例。居住地の警察、救急隊に保護してもらい医療機関に入院。保険証や経済面の支援など医療機関の相談員の支援につながった。
- ◆相談事例 4：自宅で死産し、パニックになり相談があった事例。警察署に保護を求めて相談したが、逮捕されて、その後不起訴となった。
- ◆相談事例 5：施設入所中の若年妊婦から周囲に知られずに出産したいと相談があった事例。慈恵病院に新幹線で来院後に母子手帳発行手続や出産後の意向について確認し支援を開始した。
- ◆相談事例 6：夫とは違うパートナーの子を妊娠し、実親にも相談できずにおり、特別養子縁組を希望した経産婦の相談事例。切迫早産で入院となり出産し、こどもは特別養子縁組となった。母親にとって5回目の特別養子縁組となった。
- ◆相談事例 7：行政に知られたくないと孤立出産を検討し、ゆりかごの利用や特別養子縁組の利用を考えているが悩み相談してきた経産婦の事例。孤立出産の危険性を説明し、居住地の医療機関へ受け入れを要請し、受診後出産となった。
- ◆相談事例 8：経産婦がお腹の張りがあると「189」（児童相談所虐待対応ダイヤル）に相談すると慈恵病院のSOS相談を案内。慈恵病院から居住地の行政へ問い合わせで支援の依頼と医療機関に相談し、帝王切開での出産となった。
- ◆相談事例 9：第3子の孤立出産の危険性がある保護者がいると保育園の保育士が慈恵病院に相談した事例。母子手帳発行や保険証の手続の支援をし、医療機関での受診や出産ができるように寄り添って支援した。
- ◆相談事例 10：夫からのモラハラ・DVがあり、こどもを育てる意欲もなくなり、ゆりかごに預けようと来院したが、扉の横に「インターホンを押してください」と書いてあるのを見てインターホンを押し、相談した事例。生活困窮保護室での支援は拒否。その後も特別養子縁組が里親か悩んでいる。
- ◆相談事例 11：母子生活支援施設で生活をしていたが、関係者に相談しても解決しないと思い、小学生のこども2人を連れてインターホンを押し、相談した事例。行政と連携しシェ

ルターに入所し生活拠点を整えるため支援を開始した。

- ◆相談事例 13：夫からのモラハラ等あり家を出て実家や友人宅で生活していたが折り合いが悪くなり、子育ても精神的に限界になってしまい幼児と乳児を連れてインターホンを押し、相談した事例。児童相談所にこどもは保護された。

(3) 相談事例での特別養子縁組の状況（【表 3-2】参照）

慈恵病院には、特別養子縁組で養親となることを希望する相談も寄せられており、相談件数は令和2年度、令和3年度、令和4年度の合計で587件となる。またこれらの28件のうち20件については、慈恵病院の新生児相談室（民間あっせん事業所）が担っている。

【表 3-2】

（単位：件）

年度		第5期			第6期			合計
		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
特別養子縁組相談件数		187	271	165	267	149	171	587
特別養子 縁組事例 件数	慈恵病院での出産	14	4	10	7	2	11	20
	他院での出産	5	9	4	4	2	2	8
	計	19	13	14	11	4	13	28

※ R1年度特別養子縁組事例件数：検証報告では11件で報告しているが、1件中止

2 熊本県・熊本市での相談対応の状況

熊本県では、ゆりかご開設に併せて、中央児童相談所に出産・養育についての相談専用の電話回線を設けたが、現在は県女性相談センター「妊娠とこころの電話相談」で、匿名での妊娠に関する相談に対応している。また、平成29年度からは、産前・産後母子支援事業を開始し、特定妊婦等に対する相談対応を行っている。

熊本市においては、ゆりかごの開設と同時期に、24時間の電話相談「妊娠に関する悩み相談」を開設した。また、平成29年度からは、産前・産後母子支援事業を開始し、24時間の電話相談、緊急的な住まいの提供及びアウトリーチ等を含めた相談対応を行っている。その他、各区役所保健こども課等においても妊娠・出産に関する相談に対応している。また、令和5年度には、様々な事情から誰にも相談できないまま出産にいたる場合があることから、妊娠等の悩みを匿名でも相談できる窓口として、「妊娠内密相談センター」を設置し、相談体制の強化を図っている。

このように、熊本県、熊本市ともに電話相談及び来所相談による相談体制の充実を図り対応にあたっている。以降の件数等については、熊本県の電話相談「妊娠とこころの相談」及び熊本市の「妊娠に関する悩み電話相談」等に寄せられた相談件数を計上している。

(1) 相談対応の実績

ア 相談件数の推移（【図 3-6】参照）

令和2年度から令和4年度の相談件数は、合計で熊本県201件（先述の産前・産後母子支援事業の相談対応件数は含まず）（新規159件、継続42件）、熊本市2,204件（新規459件、継続1,745件）となっている。

【図 3-6：相談件数の推移】

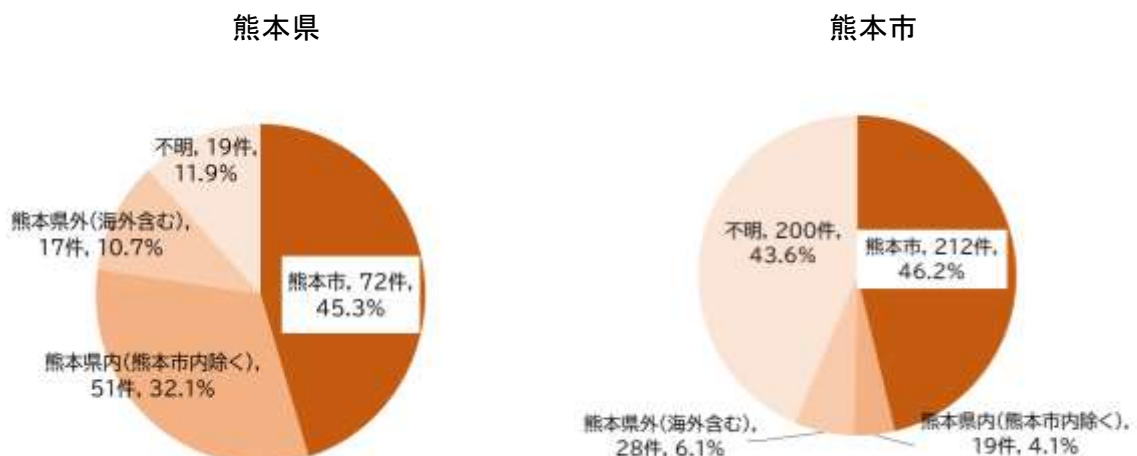


イ 相談者の居住地域（【図 3-7】参照）（新規相談分）

熊本県では、熊本市内を除く熊本県内から 51 件、熊本市内からの相談が 72 件、熊本県外から 17 件となっている。

熊本市では、熊本市内からの相談が 212 件と最も多く、次いで熊本県外から 28 件、熊本市内を除く熊本県内から 19 件となっている。

【図 3-7：相談者の居住地域】



ウ 相談方法、相談時間帯

① 相談方法（【表 3-3】参照）

方法別相談件数は、熊本県では電話での相談が 201 件である。一方、熊本市では電話での相談が 1,235 件、来所での相談 60 件となっている。

② 相談時間帯（【図 3-8】参照）

時間帯別相談件数は、熊本県では、9時から17時までが140件、17時から24時まで（20時終了）が61件となっている。熊本市では、9時から17時までが729件、17時から24時までが1285件、0時から9時までが190件となっている。熊本県、熊本市ともに17時～24時の時間帯の相談割合が5期と比較して増加している。

【図 3-8：相談時間帯（県・市）】



エ 相談者の状況

① 相談してきた者

熊本県では、母親本人が170件（84.6%）と最も多く、次いで夫・パートナーが23件（11.4%）等となっている。

熊本市においても母親本人が1,715件（77.8%）と最も多く、次いで家族・知人49件（2.2%）等となっている。

② 相談者の年齢

熊本県では、15歳未満が1件（0.6%）、15～18歳未満が21件（13.2%）、18～20歳未満が12件（7.5%）、20歳代が52件（32.7%）、30歳代が43件（27.0%）、40歳代が10件（6.3%）、50歳以上が4件（2.5%）等となっている。

熊本市では、15歳未満が4件（0.9%）、15～18歳未満が31件（6.8%）、18～20歳未満が24件（5.2%）、20歳代が90件（19.6%）、30歳代が68件（14.8%）、40歳代が20件（4.4%）、50歳以上が4件（0.9%）等となっている。

③ 未婚・既婚の別（婚姻の有無）

熊本県では、未婚が69件（43.4%）、既婚（婚姻中）が76件（47.8%）、離婚が5件（3.1%）等となっている。

熊本市では、未婚が188件（41.0%）、既婚（婚姻中）が106件（23.1%）、離婚が16件（3.5%）等となっている。

オ 相談内容及び対応状況

① 相談内容

熊本県では妊娠・避妊に関する相談が114件と最も多く、次いで思いがけない妊娠についての相談が30件（14.9%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談が15件、中絶についての相談が8件、出産・養育についての相談が6件等となっている。

熊本市では、出産・養育についての相談が794件と最も多く、次いで、妊娠・避妊に関する相談が365件、思いがけない妊娠についての相談が321件、妊娠・出産前後の不安に関する相談263件、中絶についての相談87件等となっている。

① 対応状況

熊本県では、傾聴・助言が200件（99.5%）と最も多く、次いで他の相談機関紹介が1件（0.5%）等となっている。

熊本市では、傾聴・助言が1,588件（72.1%）と最も多く、次いで情報提供が424件（19.2%）、来所案内6件（0.3%）、緊急対応3件（0.1%）等となっている。

第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

県検証報告書（第1期）以降、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第6期においても、これまで示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、これまでの課題を踏まえ、様々な意見が出されたが、ここでは、第6期において認められた特徴的な事例や新たな課題を取り込んで整理を行った。

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

（1）公的相談機関のあり方について

熊本県・熊本市における妊娠・出産に係る相談件数は増加傾向にあるものの、依然として慈恵病院の相談件数が多い状況が続いており、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が全国に多く存在すること、その受け皿として行政の相談窓口が十分に機能していないのではないかということも明らかとなってきた。

預け入れ事例については、第6期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が複数見られた。これらの事例においては、相談者に関わっていた公的相談機関の提案や対応を受け入れられない、もしくは妊娠そのものを知られたくないという状況において、本人や家族が地域の支援機関にも結び付かないまま、預け入れに至ったものと考えられる。

このような事例を防ぐためには、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の充実や周知啓発の必要性も感じられる。

◆事例A：地元の児童相談所が関与し、経済的理由から第2子から第5子までは施設措置中であったが、当該児童相談所とは話をしたくないとの理由で第6子を預け入れた。

（2）妊娠期・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産期に至る時期は、その後の親子関係、ひいてはこどもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、相談事例においては、この時期の母親は多くの問題を抱えているという特徴がある。特に未成年、生活苦、予期しない妊娠／計画していない妊娠¹、産後うつが疑われる場合等リスクの高い実親、障がい児を妊娠・出産した実親等への支援に関する課題が見られる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

これまでで、最も自宅出産等（孤立出産）が多かった第4期に続き、第5期（76.0%）及び第6期（66.7%）も高い割合となっている。母親が自分で出産後の処置

¹ 様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。この言葉は生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）」より引用）

を行うなど、自宅出産等（孤立出産）は生命の危険性を伴うものであることから、自宅出産等（孤立出産）の危険性を周知し、これをできるだけ減らす方策が必要である。

また、平成28年度の児童福祉法の改正において、要支援児童等²と思われる者に日頃から接する機会の多い医療機関、児童福祉施設等やその職員が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するように努めなければならないとされたところである。

預け入れ者の多くが妊娠届けを未提出であるなど妊娠を把握することが困難という面もあるが、母子に関わる機関においては、相談者の背景や養育に対する思い等を丁寧に聞き取りながらも、ゆりかごへの預け入れや遺棄の可能性を念頭に置くべきである。また、相談者又はそのこどもが要支援児童等と思われる事例を把握する必要性と、そうした相談事例を必要な支援につなげるために、相談者の居住地の市町村に対し積極的な相談、情報提供を行い、母子の安全な妊娠・出産を確保することの重要性を広く周知する必要がある。

◆事例B：不妊治療を経て妊娠し、医療機関において出産した実母が預け入れた。妊娠から出産までは変わりなく過ごしていたが、出産後から漠然とした不安が強くなり、当該医療機関からも何かあれば相談するように言われていたが相談できず、実母方の祖父母にも相談したが分かってもらえないと考えた。

（3）妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来事」として対処しようとする傾向が見られる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持たないまま出産に至った事例が少なくない。母親の年齢別出産割合は10代・20代が約3割³であるのに対し、これまでにゆりかごへ預け入れた10代・20代の母親の割合は約5割を占めている。

こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態が推測される。

このため、家庭や学校をはじめ、様々な機会を捉えて、若年層から命を大切にする教育や性教育を更に充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

◆事例C：10代後半から20代前半と思われる未婚の男女が、育てたい気持ちはあるが無理だと思って預け入れた。

² 要保護児童（保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の2第8項）、保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第6条の2第8項））、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条の2第5項））及び特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の2第5項））。

³ 令和4年（2022）人口動態統計第4表(3)母の年齢（5歳階級）・出生順位別から算出した。
(https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei22/dl/08_h4.pdf)。

(4) こどもの父親の当事者としての自覚について

父親がゆりかごへの預け入れを勧めたり、妊娠の事実を知らない等、父親の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

◆事例D：遠方に居住し、月に2, 3回会っていた交際相手とのこどもを妊娠したが、当該交際相手には妊娠のことを伝えないまま出産し、経済的理由で育てられないとして預け入れた。

2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性

(1) ゆりかごに預け入れるまでの経過における危険性

ゆりかごの扉の中に預け入れられた以降のこどもの安全確保については、慈恵病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、こどもの安全にかかわる問題は発生していない。

しかしながら、ゆりかごに預け入れるために、生後間もないこどもと産婦が遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い移動する事例が続いており、第6期においても、産後間もない母親とこどもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。

また、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産等（孤立出産）をし、自分で出産後の処置を行った事例等、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。特に第4期以降、自宅出産等（孤立出産）が6割以上と高い割合を維持しており、危険性は更に増していると言える。

こうした自宅出産等（孤立出産）の影響もあると推測されるが、第4期以降、生後7日未満の早期新生児の割合が増加している。

さらに、実母の就労等を理由にこども（とりわけ、新生児）を長時間放置するなど、ゆりかごに至るまでの間に母子が危険な状態にさらされている事例がある。

これらの事例のように、ゆりかご設置当初から、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が指摘されていた。

この16年間の利用状況から、予期しない妊娠／計画していない妊娠、自宅出産等（孤立出産）、長距離移動を経た預け入れ、生まれたこどもの存在を周囲に隠した状況での就労・日常生活への復帰、という一連の行動がセットになってきていることが明らかとなった。

これが自宅出産等（孤立出産）の危険性を知った上での行動なのか、自己都合による自宅出産等（孤立出産）なのか、安易な預け入れなのかは不明であるが、妊娠後ゆりかごへの預け入れを目標設定することで、多少の危険をおかしてでも目標であるゆりかごへ向かっている心理がうかがわれる。

預け入れ以前のこのような過程は設置当初は想定されていなかった利用状況である。ゆり

かごが母子の生命を危険にさらしかねないものとして存在している可能性もある。

特に、第４期において、死亡したこどもが預け入れられるという大変残念な事例が発生した。これを受け、平成２７年１月、自宅出産等（孤立出産）の危険性についての提言を公表し、国及び自治体や関係機関に対し周知を図ったところであるが、依然として自宅出産等（孤立出産）危険な過程を経た預け入れが続いていることは憂慮される。

今後も引き続き、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

加えて、こどもの視点から、ゆりかごへの預け入れを前提に妊婦健康診査を受けない行為は、胎児にとって必要なケアを受けさせない点で「虐待」と捉えてもよい状況である。専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を含め、医療機関等の関係機関がこうした状況を把握した場合には、「虐待」又は「特定妊婦」ととらえた上で、自治体へ通告する必要がある。

◆事例Ｅ：預け入れ者との接触はできていないが、臍帯の状況から生後数時間で預け入れられたと推測された。体温は正常であったが、出産後に臍帯を縛らなかったため多血症の可能性があったこと、血糖が低く糖水を哺乳されたことから、要医療と判断された。

◆事例Ｆ：自宅の浴室で逆子を出産し、翌日自らが運転するレンタカーで慈恵病院に到着した。こどもの体温は３３．６度と低体温であり、四肢にチアノーゼが見られるほか、酸素飽和度も低かった。

◆事例Ｇ：自宅のトイレで出産後、数時間後に出発し、兄の運転する車で慈恵病院に来院し、預け入れた。こどもの健康状態は良好。

（２）ゆりかごの扉の中に入れない場合の危険性

ゆりかごの預け入れの仕組みは、ゆりかごの扉を開け、保護者への手紙を取り、こどもを奥のベッドに寝かせることを前提とし、預け入れ者が扉を開けて屋内の保育器にこどもを入れることで、こどもの体温管理やブザーの作動によるこどもの速やかな発見・保護が可能であることから、ゆりかごは安全であると認識されてきた。

第４期では、ゆりかごの扉の開け方が分からなかったためこどもを地面に置く事例があった。

また、第５期では、こどもがゆりかごの扉の中ではなく屋外に置かれ、預け入れを知らせる電話により約３０分後に低体温の状態で見られるという、当時の環境下においてこどもが危険な状況での預け入れ事例があった。

ゆりかごは、こどもをゆりかごの扉の中に預け入れることで安全であるとされているため保護責任者遺棄罪には当たらないとされてきたが、預け方次第ではこどもの安全は担保できないということを社会に認識してもらい、このような危険な預け入れが起きないように引き続き再発防止に努める必要がある。

（３）実母へのケアができないことによる危険性

第６期では、１５事例中１０件が自宅出産等（孤立出産）であった。預け入れ後に、実母に対する診察ができた事例もあるが、実母との接触ができない場合や診察を拒否する場合は、産後の身体的ケアは行われないままである。

また、様々な事情があり預け入れに至った実母には福祉的なケアが必要であると考えられる。経済的支援や保健福祉サービスの活用等ができないことや、追い詰められた状況で妊娠・出産し、こどもを手放すという体験をした実母に対する心理的なケアが行えないことは、実母への福祉の観点から大きな問題である。

預け入れ者に接触できないことは、実母の産後の身体面の安全性が担保できないことであり、預け入れに至った根本的な問題を解決する機会が失われることでもある。同じような予期せぬ妊娠・出産を繰り返さないためにも、実母へのケアは必要であり、預け入れ者との接触の重要性について今一度考える必要がある。

第６期においても、預け入れ者との接触により面談につながった事例はあるが、匿名を盾に身元について明かさなかった事例や、医学的な処置が必要であったにもかかわらず、処置を拒否した事例、地元の児童相談所に出産を知られたくないという理由で、ゆりかごは匿名でこどもを預けられると考えて預け入れた事例があった。

実母にとっては、実名を名乗ることで自らにとって不利益になると思わせる事情や背景があったものと推察されるが、産後の心身のケアを行い、預け入れに至った複雑な事情（経済的、社会的な問題等）を解決し、予期せぬ妊娠・出産の再発を防止するためには、医療や福祉につながる必要性があることから、匿名性には課題がある。

◆事例Ⅱ：第２子を自宅出産後、翌日に預け入れた。慈恵病院の職員と接触しているが、診察や相談には至らなかった。なお、第１子についても自宅出産であり、乳児院の措置を経て、地元の要保護児童対策地域協議会で見守りが継続中であった。

◆事例Ⅲ：出産翌日新幹線とタクシーで慈恵病院に到着。同院で診察を受けたところ、貧血はないものの、膣が裂けているため縫合が必要であったにもかかわらず、新幹線の時間に間に合わないからと治療を拒否した。

（４）医学的課題

これまでに、預け入れ時にこどもが医療を要した事例は３９件（２２．９％）であった。このうち、生後１週間以内の早期新生児は２６件、車中を含む自宅出産等（孤立出産）は２９件であった。なお、第６期では、１５事例中５件（３３．３％）が低体温などの理由により医療を要しており、すべてが生後１週間以内の早期新生児で、かつ４件が自宅出産の事例であった。自宅出産したこどもをゆりかごに連れてくることにより、低体温などの医療を要する状態が生じていることが推察される。

医療の観点からは、早産や胎児発育不全等のこどもは、通常は保育器や新生児集中治療室等による管理が一般的であるが、ゆりかごに預け入れられたこどもは出産後にその

ような対処が行われていないことが考えられ、発育への影響が心配される。障がい児の預け入れ件数はこれまでに１７件であるが、このうち、預け入れ時に医療を要した事例は９件、その後の養育においては、ほとんどの事例でリハビリや手術等の医療的ケアを要している。

また、障がい児や治療を要するこどもは、ゆりかごへの預け入れにより、それまでの医療に関する情報が遮断される。このため、新たな診断・治療を行うための検査による負担、これまでの治療の中断、薬物の副作用やアレルギーのリスク等の治療上の危険性を伴う可能性もある。必要とされる薬物、医療行為、食事療法等の情報が無い場合、疾病・症状等によっては、重篤な状況に陥ることも考えられ、危険性が高く、こどもの生命の安全に関わる重大な問題を含んでいる。

なお、医療を要したこどもの健康上の予後については、先天性の疾患等の事例を除き、預け入れ時の状況が影響した事例は確認されていない。しかし、今後のこどもの成長の過程で影響が明らかになることも考えられることから、引き続きゆりかごに預け入れられたこどものその後の状況については、確認を行っていく必要がある。

３ ゆりかごの運用面と対応における課題

（１）慈恵病院の対応

ア 幼児の預け入れ事例について

ゆりかごは新生児を想定して運用されているが、これまでに幼児が１０件（第１期２件、第２期４件、第４期２件、第６期２件）預け入れられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推定年齢が３歳の事例であり、この場合、自分がゆりかごに預けられたことを記憶している。幼児の預け入れは、その後の愛着形成や人格の発達上も影響が大きく出る懸念があるため、このような事例を回避するために、引き続き、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

イ 預け入れ者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例の半数以上は、ゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れ者との面接につながり、身元が判明している。

病院は当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れることなく相談に結びついた事例もある。病院が預け入れ者に接触できた事例について、病院が一生懸命対応されていることは理解する。その一方で、預け入れ時に病院職員が駆けつけたにもかかわらず、相談につながらず身元の判明ができていない事例がある。

身元が判らないということは、預け入れられたこどもの出自をはじめとした、その後の養育や医療に必要な情報が全くないということである。

第１章で記載したように、慈恵病院はゆりかごの扉の前にメッセージカードの記載台を設置し、こどもの出自にかかる情報を少しでも残してもらうための取組を行っている。

今後も、慈恵病院は、できるだけこどもの出自を把握する必要性を預け入れ者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れ者との接触に努め、接

触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討を行うことが必要である。

ウ 医療情報の引継ぎについて【新規】

預け入れられたこどもが病気に罹患していたり、アレルギーを持っている場合であって病院がこれらの情報を収集したときは、児童相談所に提供することとなっている。情報提供を受けた児童相談所は、さらに施設や里親につなぐこととしている。

生後間もない乳児は、どのようなアレルギーや疾患があるか分からない場合が多いが、短い期間であっても育てた過程で知り得た当該乳児の体質、実親の病歴等の情報によって予防できるものもある。病院では、預け入れ者との面接につながった場合は、実親にアレルギーなどがないか、体質や病歴を優先的に尋ねることとされているが、このような取組は預け入れられたこどもの健やかな成長のために重要である。

◆事例Ｊ：実母は、慈恵病院が用意した病歴調査票に実父母のアレルギーの有無等について記載した。

(2) 特異な預け入れ事例等について

ア 障がいのあるこどもの預け入れ事例について

第１期から第６期までの１６年間に預け入れられた全１７０件の事例中、障がいのあるこどもが預け入れられた事例は１７件であり、第６期以外の全ての期において預け入れが見られる。このうち、少なくとも９件は医療機関で告知や治療を受けていた。こどもに障がいがあることが預け入れの理由となった事例もあり、障がいの受入れ困難、愛着形成の不足、障がいのある子の子育てへの不安、支援の不足などが原因と考えられる。決して少ないとは言えない状況であり、障がいの告知後の医療機関の関わりや説明の在り方に関する課題である。

また、預け入れられた当時は確認できなかったが、養育の過程で新たに障がいが確認された事例がある。但し、保護者が預け入れ時に、この障がいを認識して預け入れに至ったのかは不明である。

障がい者の権利擁護に向けた取組として、平成１６年の「障害者基本法」の改正において、障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成２３年の同法改正の際には、基本原則として、同法第４条第１項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」こと等が規定された。

さらに、この差別の禁止の基本原則を具体化する形で、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成２５年６月に「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」が制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障がい者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成２６年１月に障害者の権利に関する条約を締結した。

障害者の権利に関する条約では、第3条で、固有の尊厳、個人の自律（自己の選択を行う自由を含む。）、障がいのある児童がその同一性を保持する権利の尊重等を一般原則としている。また、第23条では、締結国は、障がいのある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保すること等が記されている。

しかしながら、この16年間の預け入れ事例に対する援助過程においては、障がいがあることで、特別養子縁組希望者が見つからず施設入所を継続している事例や、こどもの持つ発達課題への対応が難しく、里親委託を行ったが不調に終わった事例、家庭引取り後、再度施設入所に至った事例もみられており、援助を行っている児童相談所において、対応に苦慮している状況や、障がいのあるこどもであるが故の担当者としてのジレンマが聞かれている。

また、障がいのあるこどもの預け入れの多くは医療機関での出産であり、障がいの程度は幅広く、重度から比較的軽度の障がいまで様々であった。特に後者については出産した医療機関や診断・治療を行った医療機関での実親への関わりや説明が不十分な可能性もある。再発防止の観点からも、ゆりかご利用に至った情報をこのような医療機関へフィードバックする必要がある。その上で実親とこどもの再統合、育児支援、医学的支援を行うことが重要である。

また、預け入れ以降の問題として、ゆりかごへ預け入れられた障がい児や治療を要するこどもは、預け入れにより、預け入れ前の健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、その診断・治療に関する情報が無いか少ないことが多い。新たな診断・治療には、検査の負担、治療の中断、薬物の副作用、アレルギーのリスク等を考慮すると治療上の危険性を伴う可能性もあり、こどもの安全確保に関し非常に重大な問題である。また、このためこどもの養育先の決定に時間を要した事例もあった。預けられたこどもの身元を特定し様々な医学的な情報をつなぎ合わせる必要があるが、このことは預け入れ者を匿名にすることと矛盾しないと考えるべきであり、預け入れられたこどもや預けた家族の両方を救う観点から、積極的に身元の特定を行うべきと考える。

なお、生まれてきたこどもに障がいがあるということは、その実親にとって簡単に受容できるものではなく、否定と肯定を繰り返しながら、時間をかけて受容へと向かうことが一般的であり、その過程において、ゆりかごの存在は、実親の一時的な迷いを助長する可能性が考えられる。

イ 預け入れ者が慈恵病院にのみ身元情報を明かした事例について【新規】

第6期では、預け入れ者が慈恵病院にのみ身元情報を明かした事例が複数発生した。ゆりかごにこどもが預け入れられた場合、慈恵病院は直ちに熊本市児童相談所に通告し、これを受けた同児童相談所職員が直ちに慈恵病院に駆けつけることになっており、同児童相談所職員が預け入れ者と可能な限り接触し、支援につなげるのが望ましい。

しかしながら、預け入れ者によっては、こどものために身元情報を残すことについては抵抗がないものの、児童相談所をはじめとする行政機関等に身元情報を提供することについて拒否することがある。今回の事例は、ゆりかごは匿名でこどもを預けられると考えた預け入れ者が、こどもだけには身元情報を残そうとした結果生じたと考えられる。

しかし、この事例では、身元情報にアクセスできるのは慈恵病院の限られた職員のみであり、その取扱いについて未だ明確にされていない。身元情報が全くない場合に比べて預け入れられたこどもの出自を知る権利が保障される可能性がある反面、身元情報の保管方法について、病院内における一定の規程が必要であると考ええる。

また、身元情報の開示について、預け入れ者の身元情報が誰のものであるのか、こどもが開示を求めるための年齢制限はあるのか、ゆりかごに預けられたことをこどもが知らない限り慈恵病院に開示を求めるに至らないのではないのか、出自を知る権利として保障するためには国による制度が必要ではないのか、といった問題が山積しており、引き続き検討が必要であると考ええる。そのためにも同様の事例が発生したときは、慈恵病院から熊本市に情報共有されることが重要である。

当専門部会としては、このような事例は特異な預け入れ事例であって、引き続き慈恵病院がこどもの出自情報を残してもらえるように預け入れ者に理解してもらうための努力を行うとともに、こどもたちが健やかに成長するための援助に資するために児童相談所等の関係機関と緊密に連携を図ることが重要であると考ええる。

◆事例 K：出産するまで妊娠を疑っていなかった女性が、経済的理由等から一人では育てられないと思い預け入れた。実母は、慈恵病院職員一人に対し健康保険証の写しを提供し、同職員がその内容を確認せずに封緘した上で病院内の金庫に保管した。

◆事例 L：つわりで妊娠に気づいたが、産婦人科の受診もせず、自宅を出産した。預け入れから約1週間後、慈恵病院に出自証明書としての免許証の写し等が届いており、こどもへの開示時期については、「児の心に配慮して、17歳以降にお願いしたい」と記載されていた。

(3) 児童相談所及び関係機関の対応

ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れ者との相談につながらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が身元判明のための社会調査を行っている。身元判明の割合が第5期では80.0%であったのに対し、第6期では66.7%と過去2番目に低い状況であった。

なお、遺留品等については、目録を作成のうえ、こどもとともに乳児院等施設の措置先に預けられ保管される。また、現金については、こども名義の通帳に預金される。

イ 就籍手続について

第1期では、こどもの身元が不明のため熊本市が就籍手続を行った後に、実親が出生届を提出していたことが判明し、二重戸籍となった事例があった。このため、実親による戸籍の訂正手続を要した。第2期以降は、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

また、身元が判明した場合であっても、保護者との連絡がとれない等の理由により、未だ就籍できていない事例がある。こどもの最善の利益のために何らかの方法で就籍手続を進める必要がある。

（４）預け入れ状況等の公表について

預け入れ状況の公表にあたっては、こどもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方で、ゆりかごへの預け入れの問題点（危険性）について広く理解を促し、安易にゆりかごへ預け入れがされないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

また、預け入れ者及び預け入れられたこどもの情報も極めて慎重に取り扱う必要がある。このことについて、第６期の検証中に、特定の個人がゆりかごに預け入れを行ったという情報を報道機関に提供した事例が確認された。ゆりかごにこどもを預け入れたという事実や自ら又は家族がゆりかごに預け入れられたという事実は、一般的に他人に知られたくない、プライバシーに関わる情報である。預け入れ者は慈恵病院が秘密を守ることを信頼して相談し、預け入れたと推察され、これを本人の同意なく他人に漏らすことは、原則としてプライバシーの侵害にあたると言える。仮にプライバシーに優越する利益のために情報の開示が許されることがあるとしても、その判断が一個人・一病院に委ねられるという状況は望ましいとは言えず、今後解決すべき課題として残る。

４ 預け入れられたこどものその後の援助に関する課題

◆は児童状況調査における各児童相談所からのその後の援助に関する意見

（１）児童相談所での保護・援助について

預け入れられたこどもは遺棄されたものと判断され、熊本市児童相談所により、実親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、その後には、こどもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託等の制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行うことになるが、実親との親子関係の再構築を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

全国の児童相談所にケース移管する場合、ゆりかご利用に至った理由などの情報や支援方針について十分な引継ぎが必要である。

すでに児童相談所で支援を行っていた世帯からの預け入れ事例や、ゆりかごがなかったら児童相談所に相談していた事例があったことから、預け入れに至る問題が解決され、早期に相談対応できるような公的機関の努力が必要である。

全国各地からゆりかごへの預け入れがあるため、熊本市児童相談所は、平成２２年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられたこどもの社会調査とケース移管後のこどもの状況についての調査への協力を依頼している。全国の児童相談所の理解と協力によりこどもの状況について、一定の現況把握ができているものの、中には匿名性について身分を明かす必要がないと誤解している保護者もいるため、その後の援助につながりにくい事例もある。

引き続き、全国の児童相談所の協力を得ながら、こどもの状況を把握していく必要が

ある。

◆実母は、当初「こうのとりのゆりかご」について「匿名でこどもを預けて終わり」となる制度と勘違いしており、出生届や戸籍の作成等の手続がスムーズに進まないところがあった。また預け入れたことにより母の困り感が解消され、その後の市町村や児童相談所の面接が入りにくくなり、親権者としての自覚も薄れてしまうことを心配する。児童の福祉のために協力していただく必要がある各種手続や必要な同意書の取得等に協力が得られにくくなる。

◆養子縁組成立までの間は、親子関係の基礎を構築する時期であるので、そのための支援や見守りが役目だと考える。また、実親に対しても、託すに当たって家庭裁判所への調査に応じることを丁寧に説明したり、こどもが将来生い立ちを知りたくなったときに、何をどこまで伝えていいのか等をきちんと確認することが必要だと思う。

(2) こどもの健全な成長の確保について

ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、こどもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

将来にわたってこどもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

また、すべてのこどもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの家庭養護及び個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきである。既に、国の施策においても児童養護施設等の小規模化などの家庭養護が進められている。これにしたいが、できるだけ家庭的な環境においてこどもが養育されるよう施設、里親、グループホーム（小規模住居型児童養育事業）における社会的養護の充実を更に推進していく必要がある。

◆身元不明により、生い立ちの特定が困難である。

◆実父が居所不明となり本児との交流は途絶えているが、本児には実父母との交流の記憶があり、実父母に対する思いがあるため、里親との安定した関係を作っていく上で本児及び里親に丁寧にかかわる必要があり、現在も対応中である。

(3) 家庭引取りにおける措置解除の判断について

ゆりかごに預け入れられた事例は、預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

これまでには、家庭引取りとなったものの数年後に死亡する痛ましい事例や、里親とのマッチングが上手くいかずに施設入所に至っている事例、保護者がこどもの多動性・衝動性の受容が難しく、こどもに手を上げる状況が出現し再措置となった事例、きょうだい全員がネグレクト状態となり、同意の上施設入所になった事例もあった。

このため、家庭引取りに向けては、児童相談所等による丁寧な支援を行うとともに、

入所措置の解除の際には、家庭での養育の可否について極めて慎重な判断が必要である。

- ◆約 1 年にわたり概ね週 1 回の面会を重ねて本児と家族との関係性を構築できたこと、親族の協力が得られることなどから家庭引取りを決定した。
- ◆実母と連絡がとれるようになり外泊交流まで進んでいたが、児のきょうだいが実母から叩かれていることが確認できたため、こどもたちの話を聞きながら、家庭復帰を慎重に進めている。現在は施設で面会している。

(4) 里親制度と特別養子縁組制度をめぐる課題について

ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、こどもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、熊本県検証会議「最終報告（第 1 期）」においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要性が挙げられていたが、その後国においても家庭養護への政策転換が示され、里親制度の充実に向けた取組が推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等を更に進める必要がある。

- ◆真実告知は重要なことであり、養育里親への委託時に十分な説明を行っており、養親は告知に関し困ることがあれば児童相談所はいつでも相談に応じる。また、こども自身が出自を知りたいと考えることがあれば年齢に関係なく相談に応じるつもりである。
- ◆実親に対しては、里親制度の説明を行い、理解と承諾を得るよう努めている。里親については、その家庭の状況を十分に把握した上で的確なマッチングを行う、里親への情報提供については所内で協議した上で十分な説明を行うなど、交流中の里親支援・保護者支援を丁寧に行っている。

イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、これまでの検証報告において、

- ・ 実親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
 - ・ 特別養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある
 - ・ 特別養子縁組に至った場合、その後の公的なフォローがでにくい
- など、多くの課題が示されていた。

また、実親が判明しない事例における特別養子縁組については、第 1 期において成立した事例は無かったが、第 2 期においては 2 件、第 3 期では 6 件、第 4 期では 14 件、第 5 期においては 21 件、第 6 期においては 25 件成立している。

養子縁組については、平成 28 年度の児童福祉法改正において、養子縁組に関する相談・支援が、児童相談所の業務として法律上明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」では、こどもの最善の利益を踏まえ、養育にかかる永続的解決（パーマネンシ

一保障)について計画的に進めることとされており、今後更に積極的に児童相談所が養子縁組に関わっていく必要がある。

- ◆養育における不安などを受け止め、安心して療育、関係構築ができるように協働する。
こどもの生い立ちに係る情報をできる限り調査し、養子縁組成立に向けて養親に共有し、こどもの出自を知る権利の保障を意識した対応を行う。
- ◆特別養子縁組に同意するか否かの実親の意思確認及び児童に合った養親を慎重に探すことが児童相談所の役割であると考えている。
- ◆本児の成育歴や状態像等に加え、実父母や親族の成育歴や状態等を調査し、児童の成長や発達の予測等を養父母へ伝え、将来に渡って当該児童を養育できるか、養父母との適合性を確認することが必要である。

ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について

第3期において、特別養子縁組成立後、また、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親がこどもの引取りを希望する事例があった。身元不明のこどもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き進める必要がある。

エ 養子縁組あっせん事業について

平成28年12月9日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立し、民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出制度から許可制度となり、養子縁組のあっせん業務の適正な運営を確保するための規制を設けた。全国で24事業者ある（令和5年4月1日時点）。

このような民間及び国の養子縁組あっせん事業に関する積極的な動きがある中で、特別養子縁組後のこどもの思春期の時期に起こるであろう様々な問題への対応や養子縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法に関し、国の検討会における特別養子縁組制度の利用促進の在り方検討⁴の中で、養親への研修や支援を充実させる必要性について報告がなされたところであるものの、引き続き課題として残っている。

オ 真実告知について【新規】

令和4年7月、熊本市児童相談所は、ゆりかごに預けられたこどもに対する真実告知に関する考え方を整理するとともに、こども及び里親（養親）への支援のあり方等についても検討を行うために、真実告知がどのように行われているかの実態把握を行う目的でアンケート調査を行った。アンケート調査の対象、方法及び調査結果については以下のとおりである。

⁴ 「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」（平成29年6月30日児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会）より引用

(ア) 調査の対象、方法等

a 対象

- ・ゆりかごに預けられたこども及び特別養子縁組が成立した養親
- ・ゆりかごに預けられたこどもを養育している里親及びその他施設

b 実施方法

郵送（紙面）によるアンケート調査

c 実施時期

令和4年7月26日～令和4年8月10日

d 調査時のこどもの年齢分布

未就学児：35%

小学生：44%

中学生・高校生以上：21%

(イ) 調査結果（回収率94.4%）

項目：「養子」であることの告知について

(1) 養子の真実告知をしている割合

している	67%
していない	33%

(2) 養子であることを告知した年齢

1歳	17%
2歳	25%
3歳	34%
4歳	8%
5歳	8%
6歳	8%

(3) 養子の真実告知を検討している割合

検討している	57%
考えていきたい	29%
分からない	0%
検討していない	14%

項目：「ゆりかご」に預けられたことの告知について

(4) 「ゆりかご」の真実告知をしている割合

している	18%
していない	82%

(5) 「ゆりかご」であることを告知した年齢

就学後	33%
就学前	67%

(6) 「ゆりかご」の真実告知を検討している割合

検討している	27%
考えていきたい	42%
分からない	12%
検討していない	19%

ゆりかごに預けられたこどもの養親等が同じような立場にある方々の現状を知ること
で漠然とした不安の解消につながることもあると考えられるので、上記アンケート結果
が公表されたことには重要な意義がある。養子であることの告知をしている割合が6
7%であるのに対し、ゆりかごに預けられたことの告知をしているのは18%にとどま
っていること、養子であることの告知に比べてゆりかごに預けられたことの告知をした
年齢の方が遅い傾向にあることから、ゆりかごに預けられたことの告知については養親
等が手探りでやっている」と推察され、児童相談所による支援が望まれると考える。

養親等がゆりかごに預け入れられたことを肯定的に伝えるのか、あるいは周囲の人に
言わないように伝えるのかによって、こどもの受け取り方は全く異なるものになると考
えられる。できれば、養親等には「ゆりかごに預けたあなたの実親は、『あなたに生きて
ほしい、幸せになってほしい』と思ってあなたをゆりかごに預けたと思うので、私たち

はあなたが幸せに生きていくことを願っています。」というメッセージをこどもに伝えていただくことが望まれる。

また、同じように不安や悩みを抱える養親等が交流できる場があれば、養親等の精神的な負担が軽減されると考えるので、里親支援センター等がコーディネーターとなって定期的に開催されることが望まれる。

- ◆こどもの告知については慎重な検討を要するため、実際にこどもに告知した事例の共有などがあれば参考になる。
- ◆こどもが施設入所していることに否定的な気持ちが強く、ゆりかごへの反応も懸念されたことから、あえて「こうのとりのゆりかご」に預けたという詳細は触れず、背景にあった当時の実母の事情や本児を死なせてはいけないと思って支援者に預けた気持ちを中心に話した。
- ◆現時点で「こうのとりのゆりかご」についての告知はできていない。里親自身が告知へ挑むことの難しさ、こどもから自分の出自に関するニーズを聞き出しにくいといった課題があると考えている。

5 措置解除後のこども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや法的に親子関係が確立する特別養子縁組成立後は、措置が解除されるため、原則として、児童相談所とのつながりは消えることにより、措置解除後の児童に対し児童相談所の調査が及ばず、その後の状況把握は困難な状況である。しかし、実親及び里親が行う養育において、成長に伴う様々な悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、こどもの成長に応じた適切な支援の在り方について市区町村要保護児童対策地域協議会の支援対象に加えること等を検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様の検討が必要である。

- ◆措置解除後も、地域を担当する里親専門員がフォローのための訪問を行っている。また、定期的に状況確認を行ったり、児童心理士が主催するペアレントトレーニングに誘うなどしている。
- ◆実母が反省し、児童相談所の指導に従いながら施設面会や養育支援プログラムに積極的に参加したこと、実母と一緒に母方祖父母が養育する意思及び環境が確認されたこと、地域養育支援環境の調整が整ったことから家庭引取りを決定した。

6 出自が不明であることの課題について

(1) こどもについて

ア こどもの出自を知る権利について

こどもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が

国が批准している「児童の権利に関する条約」第7条第1項においても、こどもが出自を知る権利はできる限り保障しなければならないと規定されているところである。

さらに、平成28年の児童福祉法の改正において、この「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、こどもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されたところである。

このことは、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について」（令和3年3月26日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）においても「児童の権利条約においては、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」とされており、養子となった児童が自らのアイデンティティの確立や心理的安定を確保する上で、自らのルーツを知ることは極めて重要である。」として出自を知る権利の重要性が示されている。

また、里親委託などの社会的養育にあるこどもについては、里親及びファミリーホーム養育指針（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）において、「自己の生い立ちを知ることは、自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え」としているほか、養子縁組を行った場合の真実告知の必要性も示している。また、「子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である」として、こどもと実親との関係性への配慮も求めている。

このように、養育者が実の親でなく別に実親がいることや、こどもの生い立ちについてこどもに伝えることは必要なことである。実親に関する情報は、この告知に不可欠な情報であり、こどもの自己形成のために非常に重要な役割を持つといえる。

他方で、養子となった児童の実父母等のプライバシー等への配慮も必要となるが、養子となった児童の出自を知る権利を保障するためには、児童が知りたい情報が残されているということが前提であり重要である。

ドイツの内密出産制度に関しては、内密出産制度導入後、ベビー・クラッペ等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産等（孤立出産）が減少したことも本制度のもたらした効果であるという。

しかしながら、匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、こうしたこどもの権利を損なうことにもつながりかねず、ゆりかごの仕組みに限界があると言わざるを得ない。

また、「新しい社会的養育ビジョン」では、こどもの出自を知る権利の重要性と、これを保障するための情報の保存の在り方について具体的に示されているところである。

「新しい社会的養育ビジョン」のほか、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年1月27日厚生労働省告示第341号）においても、児童に関する情報や児童の父母等に関する情報を記した帳簿の永年保管が求められているなど、平成19年のゆりかご開設当時に比して、こどもの出自を知る権利の保障のための取組の必要性がより明らかとなっている。預け入れ者（実親）の希望は理解するものの、こどもの出自を知る権利等についてはできるだけ保障することが必要であるため、実親子関係を大事にしながら、こどもにとって何が大事かを考えて対応を行うべきである。

アイデンティティや自尊感情といった、こどもが生きる上での土台を形成するためには、

出自に関する断片的な情報だけでなく、それぞれのこどもの胎生期・幼少期からのストーリーを伝えていくことが重要である。このため、今後の考え方として、ゆりかごに預け入れられたこどもに関わる全ての機関の関係者は、こどもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、こどもがショックを受けることが想定される情報であっても、告知後の支援体制を準備したうえで、その子の求めに応じて、こどもの出自を知る権利を担保することができるよう、でき得る限りの努力を行っていかねばならない。情報源である慈恵病院や児童相談所をはじめ、こどもの代替養育を担う施設や里親等は、連携を図り、出自の情報を適切に集約、保全する必要がある。

こどもの立場から見ると、預け入れ者の匿名性を貫くことは、こどもの出自を知る権利を保障できないことから、大きな課題である。

イ こどもの成長等について

- ① ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、こどもの身元が判明していない場合、こどもを養育していくうえで、そのこども特有の心身の状況について必要な情報を得られないこともあり、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

ゆりかごへ預け入れられたこどもは、身元が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができない。

ゆりかごへ預け入れられた障がいのあるこどもや治療を要するこどもは、その症状等に関する情報が無いか少ないことが多く、こどもの安全確保に関して困難となることが予想される。

昨今の医学の進歩により、家族及び親族の遺伝情報は、生命、健康の確保において重要な意味を持ち始めており、今後、遺伝医学の進歩とともに大きな問題となることが考えられる。

- ② 身元が判明していないこどもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないという更に大きな精神的衝撃に直面し、その後の人格形成への影響や長期的な悩みをもたらす可能性があることから、精神的なケアを継続して行う必要がある。

(2) 父母について

こどもの身元が判明していない場合、実父母がゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える人々に対する様々な支援や援助について検討することができない。預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援について、どこに重点を置けばいいのか検討することが可能となる。このことにより、同じような悩みを抱える人々が、こどもをゆりかごへ預け入れることなく育てることにつながるかもしれない。

第6期においては、産後の強い育児不安から衝動的にゆりかごに預け入れられたと推察される事例が見られた。これらは、市町村が行っている産後ケア事業や妊産婦等生活援助事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等を利用することでゆりかごに預け

入れる選択を回避できた可能性がある。もっとも、ゆりかごへの預け入れを考える実父母は、適当な行政サービスがあることを知らない、又は利用を考える余裕がないことも考えられる。

また、預け入れを行った実父母自身に、ゆりかごへの預け入れたことについて精神的禍根を残し、あるいは、こどもの成長に悩みが生じ得ることからすれば、それらに対する支援や治療を要する可能性がある。

◆事例 M：出産後から漠然とした不安が強くなり、預け入れを決意してから数時間後にはゆりかごに預け入れた事例。預け入れた実母は、「自信がない」と引取りを躊躇したが、預け入れを知った実父は「早く返してほしい」と引取りを希望した。

(3) 行政の手続について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養育されることは、こどもの人格形成上、大変重要なことであるが、出自が不明な場合、実父母が名乗り出る可能性があることから里親及び特別養子縁組里親への委託には慎重にならざるを得ない状況にある。

7 国外からの預け入れにおける課題

国外からの預け入れにおいては、国と国との関係にある中で、言葉の問題や当該国固有の制度等が存在するため、各種調査の実施、関係機関との調整など、児童相談所における対応面での困難が想定されるところであり、当該国はもとより国の協力が不可欠である。

また、預け入れ後は児童福祉法に基づく対応を行うこととなるが、国外の児童であることを念頭に、条約や法律にも留意しつつ、児童の権利擁護の観点から将来を見据えた慎重な対応が求められる。

8 ゆりかごが誤解されている側面

(1) 匿名性について

慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明しているが、実際に預け入れがあった場合は、預け入れ者の情報を運用上関わった者が知り得ることもあり、むしろ出自を知る権利を保障する観点から、これまでも慈恵病院に対し、預け入れ者との接触に努めていただくようお願いしているところである。

しかしながら、預け入れ者の中には、この匿名について、身分を一切明かす必要がないと考え預け入れに来た事例もあり、むしろ、匿名性があるゆえに預け入れに至った事例が少なくないのではないかと。これまでの運用で誤解されている点であり、このことにより、こどもの権利の根本である「こどもが権利の主体」であることが置き去りにされている。

第6期においては、実母が妊娠・出産のことを職場に知られたくない、地元の行政機関や親族に出産を知られたくないため、預け入れた事例があった。また、未婚での出産であり経済面を理由に預け入れをした事例や、不倫での妊娠による戸籍上の課題から預け入れた事例があった。

また、第5期までに、ゆりかごを2回利用した事例も複数あり、最初の預け入れにより相談

機関とのかかわりができたとしても、相談をするよりもゆりかごの利用の方が選択された事例もある。

(2) 預け入れ後のこどもの居場所について

(1)にあるように、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明していることから、いったん預け入れたこどもは、その後もずっと慈恵病院で預かってもらえるとの誤解を与えかねない。慈恵病院のホームページには、預けられたこどもがその後どのように養育されるのか説明されているが、病院は一時的に保護するところであること、また、どうしても育てられない事情がある場合は、施設や里親の下で養育されることになること等について引き続き周知していく必要がある。

(3) 特別養子縁組について

先にも述べたとおり、特別養子縁組成立後、または、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親がこどもの引取りを希望する事例が実際に起こっている。身元不明のこどもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き、時間をかけて手続きを進める必要がある。

第5章 ゆりかごへの評価

この章においては、第1期から第6期の全170事例の検証の結果得られたゆりかごへの評価について記述する。

1 こどもの人権・こどもの福祉の観点からの評価

(1) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

ア ゆりかごへの預け入れに伴う危険性について

自宅出産等（孤立出産）や生後間もないこどもが長距離移動を伴う預け入れが続いており、預け入れまでの過程において母親及びこどもの生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が数多く見られる。また、障がい児や治療を要するこどもの預け入れや、こどもをゆりかごの扉の外に置いた事例も複数発生している。こうした事例を総合的に考慮すれば、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって、こどもの生命・身体の安全性が確保されていると評価することは難しい。

第4章 2（1）及び（4）参照（41～44ページ）

これまでの検証でも触れられているように、ゆりかごに預け入れられたことによって直接的にこどもの生命が救われたということは明言できないが、結果的に生命の危険が回避できるという観点からは、「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められる。

ゆりかごは、開設時から「預け入れ時」の安全性が確保されていることをもって、刑法上は危険性がなく、預け入れそのものをもって保護責任者遺棄罪には当たらないとして違法性を問わないという認識の下で運営されてきた。そしてこの間、死体遺棄に至った事案はあったが、保護責任者遺棄罪が適用されたものはなかった。

しかし、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産等（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、医療に関する情報の遮断等、ゆりかごが開設されて17年経った現在もなおこうした様々な課題を抱え続けていることは憂慮される事態である。

利用実態を基に、保護責任者遺棄罪との関係を改めて検討する等、「預け入れ時」の安全性・違法性について法的に整理する必要がある。

イ ゆりかごの扉の中にこどもを入れない場合の危険性について

ゆりかごに関連した行為であれば犯罪にならないという認識が社会に広まることに対し、強い懸念がある。預け入れの仕方によっては、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態となることを社会に警告する必要がある。

ゆりかごの利用の仕方については、預け入れ者側よりも、預けられるこどもの側に立った視点が一番に優先されるべきであり、ゆりかごを利用する際に、ゆりかごの扉の中にこどもを入れず、屋外にこどもが置かれることは、こどもの生命の危険を伴う遺棄であり、こどもの権利、福祉について問題がある。

第4章 2（2）参照（42ページ）

第5期において、こどもがゆりかごの扉の外に置かれ、低体温の状態で発見された事例があった。当専門部会としては、この事例の保護者の預け入れ行為については、保護責任者遺棄とも評価される危険な状態であったと受け止めている。

この事例から、社会において、こどもをゆりかごの扉の中に入れなかった場合でも、ゆりかごに関連していれば犯罪にならないという認識が広まってしまうことが懸念される。

預け入れの仕方によっては、こどもに危険を生じさせ、保護責任者遺棄とも評価され、犯罪に当たる可能性もあるという認識は重要であり、このことを社会に警告する必要がある。しかしながら、これは、こどもの命を大事にし、こどもを守ることが目的であり、母親を犯罪者にしようということではない。この点も含め、さらなる啓発活動をお願いする。

(2) ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となり得る。しかしながら、こどもの人権及びこどもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。また、匿名であることにより、実親の心身のケアや、預け入れに至った課題解決のための支援に繋がらないという問題もある。

第4章 2 (3) 参照 (43ページ)

匿名性が預け入れへの敷居を低くしている側面はあるにしても、こどもの権利の保障や、その後の母親に対する援助の上でも実名化は必要である。

このため、今後、預け入れに当たり実名化を前提とした上で預け入れ者の秘密を守るといった手法を取り入れる必要がある。当専門部会では、ドイツで施行された内密出産制度が我が国でも整備されることが一つの解決策となると考えられることから、国に制度化を働きかけるべきであると評価してきた。令和3年の第1例目をはじめとして、慈恵病院からは、妊婦の身元情報を病院の一部の者にのみに明らかにして出産するいわゆる内密出産の例が複数公表された。こどもの出自を知る権利の保障の観点からは前進していると評価できる一方、行政が母親の情報を保有していないために母親に対するケアや支援を提供できないという点では、やはり実名化が必要である。

2 公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられたこどもへの対応については、こどもにとっての最善の利益を優先するという観点から、公的機関によって乳児院等施設、里親、特別養子縁組等、家庭引取りといったそれぞれの事情に応じた養育先が選定される等の努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を更に充実させる必要がある。

第4章 4 (1) 及び (2) 参照 (48、49ページ)

ゆりかごは民間病院の取り組みではあるが、預け入れられた後の対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、こどもにとっての最善の方策が図られるよう努力

されている。

地方の一民間病院である慈恵病院へ全国から妊娠に関する悩み相談が多数寄せられており、その件数は令和5年度にあつては1,643件となっている。また、ゆりかごへの預け入れがないことが望ましいことであり、預け入れた理由を分析し対策を講ずることで、予期しない妊娠／計画していない妊娠、出産に悩む者への公的機関による支援・相談体制を充実させ、こどもをゆりかごに預け入れることのない社会を実現する必要がある。関係機関の更なる取組をお願いしたい。

3 出自を知る権利の保障の面からの評価

こどもの権利を保障する観点から、こどもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、こどもの身元が判らない事態は避けなければならない。関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しないこどもも一定数存在する。このため、こどもに関わる機関は、身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明に繋げる手法を慈恵病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るというこどもの権利の保障を目指す必要がある。

第4章 3 (2) イ並びに6 (1) ア及びイ参照 (46、47、53～55ページ)

ゆりかごに預けられたこどもの人権を考えると、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、こどもとの意思疎通や意見交換の中から、それぞれのこどもに相応しい「最善の利益」を探索し、それを実現させていくための対応が求められる。

この観点は、ゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、預け入れ時において、預け入れ者と接触できる可能性があるにも関わらずこどもの出自が不明となる事例があることである。

身元が判らないまま預けられたこどもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されることへの代償とはならない。実親が不明であり、出自に悩むこどもをゆりかごが生みだす事態は早急に改善されなければならない。

第6期では、預け入れ者が慈恵病院にのみ身元情報を明かした事例があったように慈恵病院が努力していることは理解するが、さらにできるだけ預け入れ者との接触が多くなるような工夫が必要である。

なお、預け入れ者を匿名にすることと、こどもの出自を明らかにすることとは矛盾しないと考えべきである。預け入れ者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時点までに身元が判明しないこどもが存在することに留意して、今後は制度上もでき得る限りこどもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

ゆりかごの設置から17年が経過し、ゆりかご設置当初に預けられたこどもたちの年齢も成人に達してきている。こどもの出自を知る権利の保障については、これまでも当専門部会においてゆりかご事例から見える重要な課題と捉え指摘してきたところである。令和5年5月に熊本市と慈恵病院が共同で「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関す

る検討会」を設置し、丁寧な議論、検討を重ねていただいている。出自情報の収集・管理や真実告知等、子どもが出自を知ることに関するガイドラインを早急にお示しいただくなど、国における制度化に向けた取組を期待するところである。

4 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れることへの不安や葛藤が見られない、自己都合による預け入れとみなされる事例が見られ、預け入れの一部において安易な預け入れにつながっている面がある。

第4章 3（2）ア及び8（1）参照（45、46、56、57ページ）

ゆりかごの設置当初から、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止むなくゆりかごに預け入れるといった切羽詰まった預け入れがある一方で、実名での相談を忌避し、匿名で預け入れることで、預け入れ者のみの都合を優先する、いわゆる「安易な預け入れ」が見られた。

ゆりかごの存在が、職業や世間体を優先した判断や、戸籍や特別養子縁組に必要な手続を自ら行うことを回避するための手段となっているといえる。

ゆりかごを2回利用した事例も複数あり、予期せぬ妊娠に関する課題の解決を回避する手法となっていることが考えられる。

さらに、障がい児の実親にとって障がいの受容へと向かう過程において一時的な迷いを助長し、ゆりかごへの預け入れへ誘導する可能性の懸念もある。

5 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、熊本県検証会議「最終報告（第1期）」からその点が評価されている。

全国で相談機関が増え、寄せられる相談が分散したためか、慈恵病院に寄せられた相談件数は減少しているが、令和5年度も1,643件の相談が寄せられている。地域別内訳を見ると、地域不明を除く相談者の多くが熊本県外からの相談であり、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。

引き続き電話相談において支援機関の情報等をいかに伝え、その後の母子にとって最善の支援につないでいくのが課題である。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。

第6章 今後の対応策 ー各機関への要望ー

依然として全国からこどもの預け入れが続いている現状からは、単に「こうのとりのゆりかご」が抱える課題だけでなく、こどもの養護に関する様々な問題も見えてくる。これらの課題に対する取組として、以下のとおり各機関への要望をまとめた。

1 慈恵病院に対する要望

- ・ ゆりかごの運営と一体となっている相談業務について更に充実していただきたい。
- ・ 病院は、匿名にしたいという預け入れ者の気持ちに寄り添いつつも積極的な接触に努め、可能な限り相談につなぎ、こどもの権利を守るため身元判明につながるあらゆる努力を行っていただきたい。
- ・ 預け入れ者との面接につながった場合は、こどもの健やかな成長のために、実親にアレルギーなどがないか等、体質や病歴の情報をできる限り収集していただき、児童相談所につないでいただきたい。
- ・ 母子の安全確保のため、自宅出産等（孤立出産）の危険性や出産直後の長距離での移動の危険性の周知に更に努めていただきたい。
- ・ 預け入れ者または相談者の悩み、事情を聞き取り、当人はもとより、同様の悩みを抱える者に対する行政への支援へ行かせるようにしていただきたい。
- ・ ゆりかごの運用に当たり、引き続き、熊本市とも十分に連携を取られたい。
- ・ 慈恵病院が受けた相談者への対応について、相談者の居住地の行政の窓口や医療機関と連携を取り、フィードバックを行い相談者への支援へつなげていただきたい。
- ・ ゆりかごに預け入れを行った者及びそのこどもに関する情報を公表することは控えていただきたい。

2 熊本市に対する要望

- ・ 身元不明のこどもの出自を知る権利を保障するため、身元判明のために引き続き調査を徹底していただきたい。
- ・ 慈恵病院に対し、引き続き、許可時の留意事項を遵守するとともに、こどもの身元判明につながるよう預け入れ者との接触に最大限の努力を払うよう要請をしていただきたい。
- ・ 他の児童相談所に移管されたこどもを含め、預けられたこどもの現在の状況の把握に十分努められたい。
- ・ 里親委託を更に推進するとともに、こどもの養育を担っている里親についても、こどもの成長とともにさまざまな課題が出てくることから、そのような里親の支援を十分に行っていただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れを考えている実親や虐待のグレーゾーンの状況にある実親への支援の仕組みを確立していただきたい。
- ・ 育児困難な世帯への支援（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
- ・ 第4章で述べた諸課題やゆりかごを取り巻く状況について、国や全国の行政・関係機関等

に対して周知していただきたい。

- ・ 特に、ゆりかご自体の評価を行うことや、予期せぬ妊娠で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の相談窓口の整備について、国に対し継続的に要望していただきたい。
- ・ 特別養子縁組成立後の親子への支援に関する施策について検討していただきたい。
- ・ 性教育について、既存の性教育では妊娠してしまった後の対応については取り扱わないこととされており、妊娠後の対応の仕方、相談方法、人工妊娠中絶、自宅出産等（孤立出産）の危険性などは全く教えられていない。性教育の中で、妊娠してしまったらどうするかという妊娠後の対応についても教えていくことを検討していただきたい。
- ・ ゆりかごに預け入れを行った実母の身元情報をどのように取り扱うかは、「緊急下の妊婦から産まれたこどもの出自を知る権利の保障等に関する検討会」において、引き続き検討いただきたい。

3 国に対する要望

- ・ 支援を要する母子の把握や遺棄されたこどもの身元判明につなげるため、各医療機関で出生したこどもの出生届が完了しているかどうか、該当市町村へ確認できるような全国的なシステムの導入について検討いただきたい。
- ・ 事前に公的相談窓口等への相談があれば、預け入れを回避できた事例も多くあることから、妊娠・出産や子育てに関する相談窓口や支援制度についてさらなる周知・広報に努めていただきたい。
- ・ 障がいのあるこどもの預け入れがあることを踏まえ、障がいのあるこどもの子育てに対する援助の拡充を図っていただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れが続いている現状に鑑みて、わが国でも内密出産制度を早急に検討していただきたい。
- ・ こどもの出自を知る権利の保障についての法整備及び出自情報を保管する方策を検討していただきたい。
- ・ とりわけ、預け入れ者の身元情報など、保管する情報は預け入れられたこどもにとって唯一預け入れ者の手掛かりになるものであること、長期間の保管が必要になると想定されることから、国の機関での継続的かつ安全な場所での保管を検討していただきたい。
- ・ 国外からの預け入れには国際問題を伴い、一自治体では解決できない課題や問題を抱えることになると予想されることから、国外事例への対応において更なる協力をいただきたい。

4 全国の行政・関係機関に対する要望

- ・ ゆりかごへの預け入れ前に公的機関が関わっている事例が見られることから、機関相互の連携を図り、相談にあたって十分な受け入れ体制をもって臨んでいただきたい。
- ・ 相談窓口や支援の各種行政サービスについての情報を知らないがゆえに、ゆりかごへの預け入れに至った事例があると思われるので、周知・広報に努めていただきたい。
- ・ ゆりかごへ預け入れたこどもの調査にあたっては、関係する児童相談所においても積極的に協力いただきたい。
- ・ こどもの養育にあたり、ゆりかごに預けられた経緯を十分に踏まえ、保護者の精神的ケア

も含めこどもの最善の利益を考えて対応していただきたい。

- ・ ゆりかごへの預け入れを考えている実親や虐待のグレーゾーンにある実親への支援の仕組みを確立していただきたい。
- ・ 育児困難な世帯への支援（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
- ・ 産科及び関係医療機関においては、妊娠中における障がいのあるこどもや治療を要するこどもについて、保護者への告知を注意深く行うとともに、出産後の養育に関してもその情報を行政機関へ連絡する等、連携強化に努めていただきたい。
- ・ 行政機関・関係機関においては、要支援児童等について、ゆりかごへの預け入れや遺棄の可能性を念頭に置き、状況の把握や、安全な妊娠・出産に向けた支援を行っていただきたい。
- ・ 児童福祉法の改正により市区町村に設置されることになったこども家庭センターにおいては、地域における妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の更なる充実が重要であり、本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決につながるような相談対応を行っていただきたい。

5 マスメディア関係者に対する要望

- ・ 社会に対してゆりかごへの安易な預け入れに対する警鐘を広く鳴らすとともに、ゆりかごの呼称「赤ちゃんポスト」の表現はこどもを「物」のように扱う印象を与える懸念があることから、呼称に配慮していただきたい。
- ・ 妊娠・出産・子育てに関する相談窓口や里親制度等について関心や理解を促すための協力をしていただきたい。
- ・ 取材に当たっては、後のこどもの育ちに影響を与えかねないということを念頭に置きつつ、くれぐれも個人のプライバシーの保持に万全を期した上での対応をしていただきたい。
- ・ ゆりかごの報道では、ゆりかご預け入れ後、順調に成長しているこどもの例の報道がなされることがあるが、一方では出自の悩みを長期に抱え、人格形成に影響を被るこどもがいることや、施設で養育され家庭生活を奪われたこどもが存在することにも目を向けていただきたい。こどもに及ぼす長期的影響という視点からの報道をしていただきたい。

6 地域社会の人々に対する要望

- ・ 子育てについて課題を抱える人たちに対し、地域においても医療機関、行政機関と連携して家族の支えとなるように協力していただきたい。

おわりに

当専門部会では、6か月に1度に行われる短期的検証において、預け入れられた事例一つ一つについて、設置許可時の留意事項が遵守されているかを重点に検証してきた。この短期的検証における事例の検証内容を基本として、さらに預け入れ後の状況等、より広い視点からの検討を行い、中期的観点からの様々な議論を経て報告書のとりまとめに至ったものである。

ゆりかごの設置から17年以上が経過し、慈恵病院や公的機関等の取組によって一定の改善が図られた課題もある中、ゆりかごが設置された平成19年から令和4年度までに170人のこどもの命が救われ、母子の孤立を防ぎ適切な支援につなげる役割を果たしてきたことについて、慈恵病院や関係機関の努力に敬意を表する。一方で、身元が不明であるこどもの出自を知る権利等、依然として解決が図られていない課題や専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）の事例、ゆりかごの扉の外にこどもが置かれた事例のほか、死亡したこどもが預け入れられるという大変残念な事例もこの間発生しており、ゆりかごの「設備上」の安全性のみをもってゆりかごの評価を行うのは難しい状況にきている。

特に出自を知る権利については、根本的な課題である。児童福祉法の第1条には「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達ならびにその自立が図られることその他の福祉を著しく保障される権利を有する」とあるが、ゆりかごの仕組みは今のままでいいのか考えていかなければならない。

当初預け入れられたこどもは青年期に達している。身元が判明していないゆりかごに預け入れられたこどもにとっては、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになる。人格形成への影響その他の不利益を被ることも看過できない。また、里親委託や特別養子縁組が成立したこどもの養育者にとっても、将来にわたる大きな不安がある。そうした関係者の心中を察すると、慈恵病院や児童相談所等の関係者に対しては、改めて身元判明に向けた努力を求めるとともに、継続してこどもやその養育者へ支援の手を差し伸べていただくことを強く要望したい。

また、妊娠を誰にも相談できずに自宅出産等（孤立出産）をし、ゆりかごにこどもを預ける現実の背景には、匿名でゆりかごに預け入れなければならない状況に実母等を追い詰める社会環境という構造的な課題もあることから、望まない・予期しない妊娠であっても安心して相談できる体制の整備など、ゆりかごが使われない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

加えて、こどもの出自を知る権利を守ることと、実母（実親）の意向、匿名性を尊重することを対立させるのではなく、双方が幸せを感じることができる支援が継続されることを祈念する。

なお、今回の検証を行うに当たり、それぞれの児童相談所に移管されたこどもの現況や支援の状況等の調査において、全国の児童相談所にご協力をいただいたことに心から感謝を申し上げる。

最後になるが、当専門部会では、この検証を通じてこれまで積み重ねてきた議論や課題の整理及び預け入れられたこどものその後の状況については、たとえゆりかごがなくなったとしても、

ゆりかごに預け入れられたこどもがいる限り今後も継続する必要があると考えていることを申し添えて、この報告書を結ぶこととする。

こうのとりのゆりかご専門部会委員名簿

氏 名	役 職	分 野
部会長 安部 計彦	元 西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

こうのとりのゆりかご専門部会審議経過

開催年月日	事 項	内 容
令和2年11月27日	第58回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：令和2年4月～9月) ・ 第5期検証報告書（素案）に関する審議
令和3年3月15日～ 26日 (書面による審議)	第59回専門部会	・ 第5期検証報告書（素案）に関する審議
令和3年4月27日	第60回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：令和2年10月～令和3年3月) ・ 第5期検証報告に関する審議
令和3年10月27日	第61回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：令和3年4月～9月)
令和4年5月13日	第62回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：令和3年10月～令和4年3月)
令和4年11月1日	第63回専門部会	・ 預け入れ状況の検証

開催年月日	事 項	内 容
		(対象期間：令和４年４月～９月) ・第６期検証報告に関する審議
令和５年５月１２日	第６４回専門部会	・預け入れ状況の検証 (対象期間：令和４年１０月～令和５年３月) ・第６期検証報告に関する審議
令和５年１１月１日	第６５回専門部会	・預け入れ状況の検証 (対象期間：令和５年４月～９月) ・第６期検証報告に関する審議
令和６年１月２９日	第６６回専門部会	・第６期検証報告（素案）に関する審議
令和６年３月２２日	第６７回専門部会	・第６期検証報告（素案）に関する審議
令和６年４月２６日	第６８回専門部会	・預け入れ状況の検証 (対象期間：令和５年１０月～令和６年３月) ・第６期検証報告に関する審議
令和６年５月１４日	第６９回専門部会	・第６期検証報告に関する審議